

建設防災委員会記録

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和7年6月3日（火）午前10時0分～午後3時49分 |
| 2. 会議の場所 | 第2委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（危機管理局）

1. 報 告 令和8年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）
（水道局）

1. 報 告 令和8年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）
（消防局）

1. 第48号議案 神戸市消防局高所カメラ系システム構築・設置工事等に係る業務委託契約締結の件

2. 第49号議案 物品取得の件（高規格救急自動車）

3. 第50号議案 物品取得の件（消防防災ヘリコプター及び装備品）

（建設局）

1. 第37号議案 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

2. 第42号議案 市役所本庁前地下通路リニューアル事業委託契約締結の件

3. 第43号議案 神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件

4. 第44号議案 山陽新幹線新神戸駅構内新砂子橋補修業務に関する基本協定締結の件

5. 陳情第130号 王子公園が憩いと潤いの場となり、子供や市民の命と生活を守ることを求める陳情

6. 陳情第131号 王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民参画のもとでの「（仮）王子公園のありかた検討会」設置を求める陳情

7. 陳情第132号 王子公園における神戸市都市公園条例の一部改正（第37号議案）に関する陳情

8. 報 告 令和8年度国家予算に対する提案・要望について（関係分）

9. 報 告 市立自転車駐車場のあり方検討委員会の設置について

10. 報 告 工事請負契約の締結について（関係分）

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 伊 藤 めぐみ

副委員長 浅 井 美 佳

委員

岩谷 しげなり
川 内 清 尚

門 田 まゆみ
村 野 誠 一

味口 としゆき
山 口 由 美

外 海 開 三
菅 野 吉 記

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（伊藤めぐみ） おはようございます。ただいまから建設防災委員会を開会いたします。

本日は、5月30日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査のほか、陳情の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

最初に、本日の協議事項については、追加協議事項を委員の皆様にお配りいたしておりますので、念のため、申し上げます。

次に、本日の協議事項のうち、第37号議案については、去る5月19日の市会運営委員会において本委員会に付託すること及び文化スポーツ局関係分については経済港湾委員会において質疑を行い、意見を本委員会に伝え、それを受けて本委員会が意見決定を行うことが確認されております。

なお、本件については、本日経済港湾委員会が開催されることから、経済港湾委員会における質疑及び意見決定が終了し、本委員会に意見が伝えられた後、本委員会の意見決定を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、こうべ未来さん及び新しい自民党さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、令和8年度国家予算に対する提案・要望につきましては、去る5月26日の常任委員長会議において当局から報告を受けました。このうち、本委員会所管分については、この後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

次に、陳情者から口頭陳述の申出がありましたので、陳情第130号、陳情第131号及び陳情第132号について、建設局審査の冒頭に口頭陳述を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、さよう決定いたしました。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（危機管理局）

○委員長（伊藤めぐみ） これより危機管理局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について、当局の報告を求めます。

○上山危機管理監兼危機管理局長 危機管理監兼危機管理局長の上山でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 着席のままで結構です。

○上山危機管理監兼危機管理局長 では、以後、着席にて御説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料によりまして、令和8年度国家予算に対する提案・要望の危機管理局関係分につきまして御報告申し上げます。

お手元の建設防災委員会資料の２ページを御覧ください。

危機管理局では、提案・要望項目のうち、重点項目の６．安全・安心なまちづくりの推進において２項目要望しております。

３ページを御覧ください。

重点項目の６－１．国土強靱化による安全・安心の確保のうち、１）防災・減災、国土強靱化施策の推進では、防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置としまして、防災に関する政策立案・総合調整機能を担う防災庁を創設するとともに、首都直下地震発生時のバックアップ機能や南海トラフ地震発生時の現地対策機能を担う拠点を神戸周辺に設置することを要望するものでございます。

４ページを御覧ください。

重点項目の６－２．くらしの安全・安心を守る取組みの推進のうち、４）重要インフラへのサイバー攻撃対策では、重要インフラへのサイバー攻撃対策強化に対する支援としまして、サイバー攻撃に関するインシデント情報を迅速かつ詳細に提供するとともに、重大なインシデント発生時に高度セキュリティー人材を派遣する制度を創設すること、また医療機関等の重要インフラの対策強化に対する財政支援及び人材育成に対する支援を拡充することを要望するものでございます。

以上、令和８年度国家予算に対する提案・要望の危機管理局関係分について御報告申し上げます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、報告事項、令和８年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、危機管理局関係分について御質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、この際、危機管理局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 特に御質疑がなければ、危機管理局関係の審査はこの程度にさせていただきます。

当局、どうもありがとうございました。

委員の皆様申し上げます。

この際、次の水道局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前１０時６分休憩）

（午前１０時７分再開）

（水道局）

○委員長（伊藤めぐみ） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより水道局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について、当局の報告を求めます。

藤原局長、着席のままで結構です。

○藤原水道局長 水道局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて御説明させていただきます。

それでは、お手元の資料によりまして、令和8年度国家予算に対する提案・要望のうち、水道局関係分につきまして御説明申し上げます。

資料2ページを御覧ください。

全市提案・要望項目のうち、水道局関係分は、重点項目の6．安全・安心なまちづくりの推進に含まれております。

3ページを御覧ください。

6－1．国土強靱化による安全・安心の確保として、国土交通省及び経済産業省に対して、上下水道・工業用水道施設の強靱化に必要な財政支援の拡充について、提案・要望するものでございます。

具体的な要望項目は、地震発生時においても水道利用者への安定供給を確保するため、配水池及び基幹管路等の地震対策に対する財政支援を拡充すること、安定した水道事業経営基盤を維持するため、老朽化した配水池等の再編・統廃合に必要な管路整備及び基幹管路の更新に対する財政支援を行うこと、工業用水道に係る強靱化事業の財政支援を拡充し、補助率を引き上げること、これら3点について提案・要望するものでございます。

以上、報告1件につきまして御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれましては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、報告事項、令和8年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、水道局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 1点だけ聞きたいと思います。

老朽した施設とか管路の整備というのは、全国的な問題だし、神戸でも大変大きな問題だと思うんです。

それで、聞いたかったのは、財政支援を求めているわけですけども、神戸市が要求している額の何%ぐらいが国から来ているかというのをちょっとお示しいただけますか。

○藤原水道局長 令和7年度予算の我々が要求しています額に対する内示率——これくらいいくよということは約45%でございます。

○委員（味口としゆき） 45%ってすごく低いと思いました。これは、率的には経年でいうと上がっているものなんですか、下がっているものなんですか。

○藤原水道局長 過去のパーセントで言いますと、今年度は少し低い率となっております。

今後、予算につきましては、国のほうで補正予算等を組まれるのが通例でございまして、今後、補正予算が組まれる中で我々としてはしっかり要望していきたいと思っております。

○委員（味口としゆき） ちょっと分かりにくかったけど、45%というのは本当大変な額で、結局——去年か、水道料金値上げしたのはね——というのは、やっぱりこの問題があって、独立採算だからということで受益者に負担を求めるという形になるんですけど、やっぱり老朽した管路の問題についていえば、国の責任、本当大きいと思うので、これは市民負担にならないようにぜひ要望していただきたいと思います。

要望しておきます。終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、この際、水道局の所管事項について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、他に御質疑がなければ、水道局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。

委員の皆様に申し上げます。

この際、次の消防局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願います。

（午前10時12分休憩）

（午前10時14分再開）

（消防局）

○委員長（伊藤めぐみ） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより消防局関係の審査を行います。

それでは、議案3件について、当局の説明を求めます。（「起立、礼、直れ、着席。」）の声あり）

栗岡消防局長、着席されたままで結構です。

○栗岡消防局長 消防局の栗岡でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、委員会資料の議案3件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料2ページを御覧ください。

第48号議案神戸市消防局高所カメラ系システム構築・設置工事等に係る業務委託契約締結の件につきまして御説明申し上げます。

本議案は、神戸市中央区加納町6丁目ほかに高所カメラシステム及びヘリコプターテレビ画像電送システムに係る設計・構築・設置工事及び運用保守業務を委託しようとするものです。

委託金額は4億6,805万円で、NECネットエスアイ株式会社と仮契約中でございます。

3ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、5ページを御覧ください。

第49号議案物品取得の件（高規格救急自動車）につきまして御説明申し上げます。

本議案は、救急活動等用物品として高規格救急自動車6台を買い入れようとするものでござい

ます。

買入れ価格は1億2,418万5,600円で、兵庫トヨタ自動車株式会社と仮契約中でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

第50号議案物品取得の件（消防防災ヘリコプター及び装備品）につきまして御説明申し上げます。

本議案は、消防防災用物品として消防防災ヘリコプター及び装備品を買入れしようとするものでございます。

買入れ価格は24億350万円で、川崎重工業株式会社と仮契約中でございます。

以上で、議案3件についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれましては質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

最初に、第48号議案神戸市消防局高所カメラ系システム構築・設置工事等に係る業務委託契約締結の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） では、次に、第49号議案物品取得の件（高規格救急自動車）について御質疑はございませんか。

○委員（村野誠一） 高規格救急自動車についてちょっとお伺いしたいんですけれども、いわゆるこれ、救急車だと思うんですが、4輪駆動式ということなんですけれども、珠州市というか、南海トラフのときでも道路状況が悪いということでなかなか一番近い現場まで行けないと、人も運べないと。そのときに全てそれでクリアできたかどうか分かりませんが、例えばランドクルーザーみたいな、いわゆるああいう車であれば少々瓦礫であっても乗り越えていって現場まで駆けつけられると。

我々が知っているような救急車というのは、もう瓦礫があれば恐らく通行ができないんですよ。そうすると、別のところが、道路管理者なのか、またもっとひどくなれば自衛隊が駆けつけてそれを撤去するまでは救急車が現場の近くまでは行けないという状態になります。

阪神・淡路のときもとにかく瓦礫だらけで、救急車で平時は走り回れてスピードも出ますが、いざとなったらそこまで行けないということで、やはり今ちょっと聞いてると国のほうもランドクルーザーとかジムニーとか、そういった割と悪路でも瓦礫の中でも走行できるような、人等を運搬できるような車を各自治体なんかにも手当てしていこうというような動きがあるというようなことも聞いてますけれども、救急車でそういった仕様のものは購入できないのか、そういうものが我が国でないのか。

神戸市は震災を経験しているということで、震災から学んで、通常では、あの救急車ではもう役に立たないんだと。だからこういうものがあつたんだということを国に要望していく必要もあるのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

○栗岡消防局長 御指摘の救急自動車の件でございますけれども、去年の能登地震のときにも道路が寸断されているということで、緊急消防援助隊も現場到着まで少し時間がかかったようなことが指摘をされました。

このようなことを踏まえまして、我々も今、神戸市内に保有しています高規格救急自動車につきましては、村野先生がおっしゃいましたように4輪駆動の車両を導入してございます。これ、阪神・淡路以降に緊急消防援助隊という制度ができて、その枠組みの中でこれまで2輪駆動だったものを4輪駆動にすることによって、より走行性能を高めていこうということで、4輪駆動の救急自動車を導入しておるところでございまして、これまでのところ、阪神・淡路、それから東日本大震災、さらには熊本地震において、緊急消防援助隊として神戸市が出動した場合は4輪駆動の救急自動車を用いまして救急活動をやっておるのが現状でございましたけれども、昨年の能登地震ではそういったことが指摘をされました。

能登地震のときにどういう対応をしたかということでございますけれども、救急車が到達するまでの間におきましては、できるだけ消防職員・救急隊員を現場まで迅速に投入していくということが重要でありますので、先ほど先生がおっしゃいましたように、4輪駆動の少し床の高いような車両を保有しておりますところに人員を先行して投入していく。そこで応急処置を行う。もしヘリコプター等の着陸が可能なような場所がありましたら、そこにヘリを要請して、救急車が到達できない場合であってもヘリコプターによる搬送、こういったことで対応しておるところでございます。

また、神戸市内も過去に様々な土砂災害、水害を——こういう経験していますので、そういった悪路走行性の高いものということで8輪の車輪がついておりますバギーを所有してございまして、これ、能登地震におきましても雪道なんかで活用したんですけれども、この車両を活用できないかというようなことをちょっとまだ今研究しているところでございます。

先生指摘ございましたように、神戸市も阪神・淡路を経験しておりますので、このような大規模な災害においても救急活動が安定してできるように、そういったテクノロジーを活用できるような車両、こういったものが整備できないかということにつきましては、国や他都市、こういったところの先進事例、今のところはそういった事例がないというふうには把握しておるところでありますけれども、そういう対応ができないかということは引き続き情報収集をはじめ、研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 御丁寧にいただいてありがとうございます。

この問題は——先ほど、今の現状はそういうふうに対応していますと。ヘリもそうですけれども。ただ、釈迦に説法ですけれども、人命の救助とか、早ければ早いほどいいわけです。例えば自衛隊の車両なんかでいくと、先ほど言った4輪駆動車というと、通常4駆になると4つのタイヤが駆動しますから、雪道とか、例えばそういうようなときには滑りにくいとか。ただ、先ほど私が申し上げたように、瓦礫であるとか、これ、私の近所でもそうだったんですけど、最近建設局もそれで力を入れてますけど、風雨によって木が倒れると、道路上に横たわると。もう1本横たわっただけで、それで、例えば私の地元でも南北が完全に遮断されてしまって通行止めで迂回しないといけない。

これ、1本木が倒れただけで、例えば通常の今の救急車、通行できません。しかし、先ほど言ったような車高の高い——今現在はありませんけれども、救急車でいう、そういう車両は——車高の高い、そういう駆動のものであれば乗り越えていって、すぐに駆けつけて助けられる、助かる命を助けることができるかもわからない。

さんざん、神戸も含めてですけれども、我が国で災害が起きてきて、それを学んで生かしてい

かないといけないということで、その辺はそういうもの、神戸ならではの思うんです。だから、そういうものを積極的に国に対してそういう車両の導入とか、また先ほど——技術はあると思うんです。消防も過去にG-SHOCKさんと神戸の消防でオリジナルでコラボして作ってますけど、それとはちょっと訳が違いますけれど、まさに神戸の現場の声を生かした走行性の高い救急車を、車両を造るようなメーカーと一緒に研究するであるとか、またお金もかかりますからぜひ国のほうに働きかけていただきたいというふうに思います。それが必要であれば、またそれがあつたほうが救急力が上がるということであれば、そういうものも要望していただきたいというふうに思います。

私も早速、今、参議院議員____の自民党の加田議員であるとか、それから3区の関芳弘議員に実際に消防庁に問合せをしていただきました。現在、我が国でそういうものは所有してないのかと。南海トラフも想定される中で、やはりそういうものも導入していく必要があるんじゃないかと。確かにそれはおっしゃるとおりなんで、自民党の部会としてちょっと取り上げて、そういうこともやっていきたいということは言っていますけど、神戸からも、地元からも震災を経験して、または珠洲市等にも支援をして、必要性を感じているのであればそういう要望もしていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

ちょっとその要望についてコメントをいただけたらと思います。

○栗岡消防局長 先ほど村野先生がおっしゃいましたように、市内でもそういった悪路走行に優れた車両を開発しておる事業所があります。先日、メリケンパークで行われましたレジリエンスセッションですか、そこでも展示がされてございましたので、そういった情報収集をしっかりとやらせていただきたいと思いますと思ってますとともに、様々な悪路走行が——高いということは、いわゆる傷病者にとっての振動とか負担がある可能性もありますので、その部分との兼ね合いをどう考えるかという問題もあろうかと思っておりますので、そこはしっかりと研究をしながら、そういった災害対応という意味においてどういう対応が必要であるかということについては、先生の御指摘を踏まえながら必要に応じて国等にも要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、第50号議案物品取得の件（消防防災ヘリコプター及び装備品）について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、この際、消防局の所管事項について御質疑はございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、消防局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございました。（「起立、礼、直れ」の声あり）

委員の皆様申し上げます。

この際、次の建設局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開いたしたいと存じますので、御了承願いま

す。

（午前10時28分休憩）

（午前10時31分再開）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

○委員（村野誠一） ちょっと冒頭失礼いたします。

先ほどの消防局の審査の中で、高規格自動車のやり取りをさせていただいた中で、自民党の参議院____というふうに、加田議員のことを参議院____というふうに私が申し上げたのがちょっと今の時期的に不適切ということで、自民党の参議院の加田議員ということに訂正をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの村野委員からの発言の取消しにつきまして許可することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、申出どおり取り消すことに決定いたします。

（建設局）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、これより建設局関係の審査を行います。

まず、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。陳述の際は、最初にお住まいの区と氏名をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるようよろしくお願いいたします。

それでは、陳情第130号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の堀口さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。灘区の堀口です。

2022年11月議会で今西副市長は次のように述べています。

都市公園法では、都市公園はむやみに廃止できないと規定されている一方で、公益上特別な必要がある場合には廃止できると規定されている。新たな大学が整備され、地域の活性化、地域全体の価値向上など公益上の必要性を明らかにすることができるのではないかと。このとき、突然、大学誘致の後づけの理由として公益上の必要性を挙げ、その中身を地域の課題解決、活性化、地域全体の価値向上などと説明したのです。しかし、それが本当に公益上特別に必要な場合の根拠となるのか、地域住民が納得できる明確で具体的な根拠を示していただきたい。

また、都市公園法第16条2号の王子公園に代わるべき同等の都市公園の検討も真剣になされていなかったことが昨年1月の公園緑地審議会の議論でよく分かります。廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される計画はないということでもよろしいのですかという質問に、このたびは2号のほうではなく、1号の公益上特別な必要があるということと考えております。たったこれだけの答弁。代替の都市公園について何ら検討すらされていなかったのです。

さらに、その公園緑地審議会では有識者の審議会委員から王子公園に大学を誘致することについて、王子公園は動物園もあり、小さい子供がよく通る場所であり、学校の通学路にもなっている、大学生が自転車・原付バイク・自家用車などで通学すると事故が起こり、危険ではないかな

どの意見が出されました。

その当局の回答は次のとおりです。基本的には大学の方針で、仮に自転車通学ということになれば、基本的には大学の敷地内に御用意いただくのかなと考えております。仮に自家用車で来られた場合は、駐車場に止めていただくことになり、そこは常識的な判断をいただくのかなと考えております。子供や市民の安全を顧みない大学任せの何と無責任な回答なのでしょう。

また、昨年7月発行の大学公認、関西学院大学新聞1面コラム欄に、学生の立場から王子キャンパス移設に反対する市民への共感の主張が掲載されています。これがその新聞です。「先日、関西学院大学は、保証人に向けて、成績資料とともに学生の生活態度に関する文書を送付した。関学生の通学態度について周辺住民からの苦情が相次いでいるからだ。道に広がって歩き、対向車が来ても避けようとしない、ぶつかっても謝らない、逃げる、自転車・原付バイクによる無謀運転、道路交通法違反。苦情の内容に身に覚えのある学生が多いのではないか。関学大は、'23年に王子公園への大学誘致に応募した。しかし、7月に市民グループが応募取下げを求め、関学大に署名を提出。市民グループが大学移転に反対する理由は、市民プールなど既存の施設の閉鎖、学生のマナー違反による生活環境の悪化などである。西宮上ヶ原、聖和、神戸三田キャンパスなど、近くの住民に多大な迷惑がかかっている以上、王子公園周辺の住民が移設に反対するのも当然だ。」

かつて市議会で久元市長は、大学誘致はメリットこそあれ、デメリットは見いだし難いと答弁しました。大学誘致でスポーツ施設などを縮小・廃止し、子供や市民から居場所や笑顔を奪いながらデメリットがないなどと言えたものです。その上、市議会議員や大学新聞の指摘にあるような子供や市民の安全を脅かすような状況に地域住民の中から心配する声上がるのも当然です。これでもデメリットはないと断言できるのですか。

○委員長（伊藤めぐみ） そろそろ5分ですので、おまとめくださいませ。

○陳情者 大学の特別な公益性で語られる地域の課題解決どころか、地域に新たな問題を生むことになるのではないのでしょうか。

最後に、王子公園が子供たちにとって安心・安全な居場所であり続け、市民にとって憩いと潤いの場が保障されることを心から願い、私の陳述を終わります。ありがとうございました。

○委員長（伊藤めぐみ） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第131号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の光本さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 陳述文、灘区赤坂通に住んでいる光本隆司です。

王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民を交えた王子公園あり方検討会の設置を求める陳述です。

私は、昨年3月に続き、2回目、同じ趣旨の陳情をします。

なぜなら、市が地元住民の声を棚に上げ、淡々と計画を進めており、黙認することが耐えられないからです。

前回の陳情に対して市議会議長名の返答文は下記のとおりです。

王子公園の整備に当たっては、基本方針を市民や議会の意見を踏まえて、意見交換・説明会や意見聴取を重ね、基本方針が作成されており、本基本計画においても基本方針に基づき、市民ヒアリングやワークショップなどを行い、再整備に係る都市計画審議会において承認されたた

め、不採択となりました。今後も引き続き検討を進め、市民意見を聞きながら進めていくという当局の説明を了とする。以上です。

私は、この返答が実情を認識せず、実態とかけ離れた言葉であると強く申し上げます。

今西副市長が王子公園再整備素案を公表した'21年12月8日、突然降って湧いたこの計画に対し、この3年半、多くの市民が署名活動・請願・陳情・申入れを重ねてきました。何が変わりましたか。修正されましたか。今も素案どおり、目玉である大学誘致は土地売買契約寸前、テニスコートを廃止、サブグラウンドは立体駐車場に変わり、1万2,000筆のプールをなくさないでという署名にもかかわらず、王子プールは既に解体されました。今年度予算では事業費156億円が執行されます。本件の利害関係者は地元住民です。王子公園は、多くの住民の日常生活の中に深く溶け込み、憩いの場、豊かな景観、防災拠点として生活と切り離せない存在です。地元住民の声を聴かず、誰の声を聴いて進めているんですか。まさに常識から逸脱する計画です。

神戸市は幾度も集会を重ねたと記していますが、市民の質問・疑問に対し、納得できる説明を聞いたことがありません。のれんに腕押し、無力感に苦しんでいます。集会に参加した幹部職員の皆さんは、実情を幾度も肌で感じているはずです。'24年2月5日の都市計画審議会は、市民意見が多数記載された資料が各議員に配付され、党派を超えて多数の議員の質問・疑問が噴出しました。しかし、出席した学識経験者7名の方々は全く発言がなく、何を見ているのか、単に形だけの審議会に失望しました。

この時期において、いまだ議員の質問・疑問がやまない状況は、この計画が市の情報発信不足、進行・手続に瑕疵があったからです。市民や――市長は、行政が決めたら決定ですか。住民の声が行政に届かない。これが神戸市の民主主義ですか。市民に選ばれた議員の皆さんは、市民の代弁者として行政の間違いを指摘する力を発揮してください。

久元市長は'17年6月9日、関西学院大学で民主主義と地方自治について学生たちに講演しました。以下、神戸市はいかなる異なる意見が交わる機会を増やし、それを実現するか、いかに住民に参画してもらう機会を増やせるか意識していますと言いました。

'19年12月20日、神戸市は、職員の志として神戸市クレドを作成しました。行動指針の1番、クレドの核心、どんなときも市民目線で市民との対話を大切にし、神戸市で暮らす人、働く人、学ぶ人、集う人、そして未来の市民のことを同じ目線で考えますとカードに記し、ここにいらっしやる職員も全部持参しています。

今こそ市長・職員は、この言葉に恥じず、速やかに実践し、市民に応えてください。強く求めます。

委員長、議員の方々に納得できない点がありましたらおっしゃってください。

○委員長（伊藤めぐみ） 陳述人の方に申し上げます。

もう5分が過ぎておりますので、終了してください。

○陳情者 それじゃあ、どうも。

○委員長（伊藤めぐみ） どうも御苦労さまでした。

次に、陳情第132号について口頭陳述を聴取いたします。

陳述人の坂口さん、発言席へどうぞ。

それでは、5分以内でお願いいたします。

○陳情者 私は、灘区の坂口美紀です。

私は、王子公園再整備は、住民や利用者が望む再整備ではないという思いで、2021年12月、王

子公園再整備基本方針（素案）発表以来、一市民ができることを取り組んでまいりました。

議会の資料を読み、議会の様子を傍聴したり、録画を見たりして、市政に関心を持ち、市政で実現してほしいことを陳情してまいりました。

しかし、通常は、本会議の資料が直前にしか公開されないため、議案を知ってから委員会に陳情できる期間には間に合いません。今回は、26日提出期限を22日に知ることができたため、当委員会の審議に間に合ったことを市会事務局の方に心より感謝申し上げます。

ところが、第37号議案を拝見し、また行き当たりばったりな議案が提出されたと、正直憤りを感じました。第37号議案の1項目め、公園施設の設置基準における建蔽率の改正がなぜ今頃出てくるのか、全く理解できません。2024年3月に計画を策定してから1年以上たっています。建蔽率の改定に関して2023年10月の王子公園再整備に関する都市計画の説明会の時点で議題にすべき内容ではないのでしょうか。神戸市は、再三の説明でしかる手続を経て進めていると言っています。都市計画審議会では、地区全体で一体性を持った土地利用、景観を誘導し、周辺環境と調和した魅力的な空間を創出するため、本案のとおり地区計画を決定するものであると位置づけ、建築物に関する事項を明確にしていますが、建蔽率には触れていません。公園緑地審議会や都市計画審議会でも審議されていないことを条例の改正で済ませるのは、しかる手続を経ていません。何のための公園緑地審議会ですか。都市計画審議会でも決定した地区計画に合致した公園施設を造るべきです。あるいは、しかる手続、少なくとも都市計画審議会の審議は必要ではないのでしょうか。市長提案の承認で済ませられる問題ではありません。

第37号議案の2項目め、有料公園施設の廃止について、解体工事も終えたプールはいまだ手続を経ていなかった。一方、陸上競技場は、工事開始予定を廃止日と設定するのは、手続として整合性が取れていません。いずれ廃止予定の陸上補助競技場、バレーボールコートや相撲場なども陸上競技場と同様、公表すべきではないのでしょうか。

さらに、毎回工事の1週間前に近隣説明会と称し、一部の人にしか知らせない工事の説明会の在り方にも問題があります。工事予定が広く公開されれば、公園利用の仕方を考える利用者は多くいます。王子公園の利用者は、近隣だけではありません。単なる道路工事ではないため、公園利用者に広く知らせる必要があります。

例えば徒歩で王子公園に校外学習に行くような学校は、迂回路を考える必要があります。王子公園は市民の宝です。行き当たりばったりの政策ではなく、市民や利用者の立場に立って検討するのが本来の姿勢ではないのでしょうか。

王子動物園では、交通社会実験第2弾が実施されていましたが、事前予約制の駐車場の利用状況はいかがだったのでしょうか。予約できても動物園入り口からは遠く、わざわざ不便な場所を予約するなんて、実態を御存じな方は利用されなかったのではないですか。

また、交通社会実験第2弾は、計画実施はされましたが、社会実験としての検証はされたのでしょうか。事前予約の利用率の公開や利用者の声のヒアリングはあったのでしょうか。王子公園は、身近に気軽に利用できる都市公園です。ネット予約をしないと使えない駐車場が現実的にニーズに合致しているのか、検証されましたか。公園施設から遠い駐車場の場所に利用者は満足してもらえたのでしょうか。立体駐車場をそんなところに造るなんて、再整備して、より不便になる駐車場なんてあり得ないです。王子公園利用者にとってとても理不尽な王子公園再整備計画です。

以上の趣旨から、以下の陳情をいたします。

1. 公園施設の建蔽率の改正は、関連審議会の審議を行うこと。2. 廃止手続の公園施設は、一部のみの公表ではなく、全てを公表すること。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤めぐみ） どうも御苦労さまでした。

それでは、議案4件、陳情3件及び報告事項3件について、当局の説明及び報告を求めます。
小松局長、着席されたままで結構です。

○小松建設局長 建設局です。よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、委員会資料により、議案4件、陳情3件、報告3件につきまして御説明申し上げます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

I 第37号議案神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。
11ページの参考資料を御覧ください。

1. 趣旨でございますが、王子公園につきましては、王子公園再整備基本方針及び基本計画に基づき、大学を誘致するとともに、公園施設の再整備や一部廃止等を行うこととしております。

このたびの再整備は、計画に合わせて条例で定めている公園の建蔽率の上限を改定し、またプールについては廃止、陸上競技場についても新たなスタジアムとしての再整備に伴い、一旦廃止することから、陸上競技場及びプールの項目を削除しようとするものでございます。

2. 内容といたしましては、(1)建蔽率の改定につきましては、都市公園条例では、現状、都市公園の建蔽率は原則2%、教養施設、運動施設等の公園施設については特例として10%まで上乗せできることとなっています。このたび、王子公園に当たっては、それぞれ原則2%を5%に、特例分10%を14%に改定しようとするものでございます。

(2)有料公園施設の一部削除につきましては、王子公園の有料公園施設のうち、陸上競技場及びプールの項目を削除し、またこれらの施設に附属する会議室、夜間照明設備、競技用器具などの項目も併せて削除しようとするものでございます。

12ページに参りまして、3. 施行期日といたしましては、記載のとおりでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。

II 第42号議案市役所本庁前地下通路リニューアル事業委託契約締結の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、市役所本庁前地下通路内における接続地下広場の増築に関する設計及び工事並びに地下通路の内装リニューアルの設計等を行うものでございます。

委託金額22億4,236万1,000円で、市役所本庁前地下通路リニューアル事業特定共同企業体と仮契約中でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

III 第43号議案神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、神戸新交通三宮駅舎において耐震補強工事を行うものでございます。

総事業費5億円で、神戸新交通株式会社と基本協定の締結を予定しております。

続きまして、15ページを御覧ください。

IV 第44号議案山陽新幹線新神戸駅構内新砂子橋補修業務に関する基本協定締結の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、山陽新幹線の新神戸駅に近接した橋梁につきまして補修工事を実施しようとするものでございます。

総事業費 5 億6,398万5,400円で、西日本旅客鉄道株式会社と基本協定の締結を予定しております。

続きまして、陳情 3 件につきまして、お手元の陳情文書表を御覧ください。

陳情第130号王子公園が憩いと潤いの場となり、子供や市民の命と生活を守ることを求める陳情につきまして御説明申し上げます。

陳情項目 1 つ目についてですが、王子公園再整備は、公園内の施設を適切に維持・更新し、将来の世代へ確実に継承するため、今ある施設をそのまま更新するのではなく、持続可能な神戸の発展に向けて王子公園エリアにおいて新たな価値を創出するものでございます。

大学誘致は、新たな価値を創出する上でも必要不可欠であり、神戸2025ビジョンにおいても利便性の高い文教エリアの特性を生かした再整備に取り組むこととしています。

市では、大学の公募に当たり、求める大学像として、地域、そして世界に開かれた大学を掲げるとともに、大学に求める役割としまして、地域経済・地域社会への貢献等を掲げ、提案を求めました。これに対して選定された関西学院からは、キャンパスを開放することで憩いの空間やレクリエーション、防災等の機能を確保するとともに、図書館やレストラン等の大学施設も一般利用できる提案をいただきました。さらに、産官学民連携による地域経済の活性化、学生と地域や商店街等とが連携したにぎわいづくり、リスクリング・リカレントプログラム提供など周辺地域への貢献に資する取組が数多く挙げられており、これらを実現することでメリットは極めて高くなります。

一方で、デメリットで挙げられている大学誘致に伴う学生のマナーに関する問題につきましては、生活環境に影響が生じないよう、大学においてもしっかりと対応していただけるものと考えています。

なお、都市公園エリアにつきましては、子供から高齢者まで誰もが気軽に訪れ、日常的に使うことのできる緑の広場、みんなの広場、多目的広場を整備するなど、憩い、くつろぎ空間を拡張し、安全・安心に配慮した、より開放的な公園にいたします。

このような再整備の取組を行うことにより、大学を含む王子公園エリア全体が市民や来訪者にとって安全・安心で憩いや潤いのある空間が実現できると考えています。

次に、陳情項目 2 つ目についてですが、地域の課題につきましては、市が実施しました神戸市内地域組織基礎調査によりますと、王子公園エリアを含む市内の地域団体からは、人口減少や少子高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や地域住民の孤立化、担い手不足などの課題が上がっており、地域活動の場においても参加者の減少やメンバーの高齢化が進んでいるとの声が多くあります。

これら地域の課題に対しまして、大学を誘致することで定住人口や関係人口の増加など期待できるほか、大学が有している教育・研究機関としての知見やノウハウ等を生かした地域協働の取組、また学生の社会貢献・地域活動への参加による地域活力の醸成などにより、地域が抱える課題の解決に寄与できると考えています。

続きまして、陳情第131号王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民参画のもとでの「（仮）王子公園のありかた検討会」設置を求める陳情につきまして御説明申し上げます。

王子公園再整備につきましては、令和 3 年12月の基本方針素案の発表後、市民意見募集を行った結果、動物や景観などへの影響を懸念する声や既存施設の存続を望む声など様々な観点から多

くの御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえ、ゾーニングを見直すとともに、できる限り従前施設の機能を確保することとし、令和4年6月に基本方針素案の見直しに向けた市の考え方と方向性について公表いたしております。

その後、それらを基に市民との意見交換会など丁寧な説明や意見聴取を重ね、基本方針修正素案を取りまとめた上で再度市民意見募集を実施し、同年12月に基本方針を策定しました。

基本方針の策定以降も、市民ヒアリングや動物園ワークショップ、アンケート等により、市民の御意見を聞きながら検討を進め、改めて市民意見募集を実施し、令和6年3月に基本計画を策定しました。

このように、令和3年12月の基本方針素案を発表して以来、市民や議会からの御意見を十分にお聞きするとともに、それらを適宜反映しながら検討を進めてきたところであり、御要望の在り方検討会のような会議体を設ける予定はございません。

今後、引き続き施設整備等に関する情報を分かりやすく発信していくとともに、設計作業を進める中で各施設内容が具体化した段階でホームページ等により、幅広く情報を周知し、内容に応じて説明会の開催やアンケート、ネットモニターの活用などにより、説明責任を果たしていきたいと考えております。

続きまして、陳情第132号王子公園における神戸市都市公園条例の一部改正（第37号議案）に関する陳情につきまして御説明申し上げます。

陳情項目の1つ目についてですが、王子公園の再整備に当たっては、令和3年12月の再整備基本方針素案の発表以来、市会でも十分な御審議をいただき、市民や有識者からも幅広く意見を聴取し、適宜意見の反映や内容の見直しを行いながら基本方針・基本計画の策定に至ったものでございます。

また、基本計画の策定に当たっては、公園緑地審議会において意見を聴取するとともに、王子公園再整備に関連する都市計画に関しては、都市計画審議会において審議・承認をいただいております。

これらを通じて大学の誘致や再整備における公園施設の計画等について十分な意見をいただきながら検討してきており、それらを踏まえて都市公園条例を改正する議案を提出したところでございます。

公園施設の建蔽率につきましては、都市公園法に基づき、地方公共団体の条例で定めるものであり、法令上、審議会への付議は規定されておらず、改めて審議会に諮ることは考えてございません。

次に、陳情項目2つ目についてですが、王子公園内の各施設については、利用状況や全市的な配置状況などを踏まえ、園内外で再整備、代替・機能確保を図るとともに、機能の集約化や運用の工夫により、市民の利用ニーズに応えられるよう、できる限り従前施設の機能を確保することを王子公園再整備基本方針に記載し、公表しております。

御指摘の補助競技場やバレーボールコート、テニスコート、相撲場については、廃止する時期が一定程度明らかになった段階で、改めて都市公園条例の一部改正により、有料公園施設から項目を削除する予定です。

以上で、陳情3件についての御説明を終わります。

続きまして、16ページを御覧ください。

V報告、令和8年度国家予算に対する提案・要望について御説明申し上げます。

18ページを御覧ください。

重点項目のうち、2－1．広域幹線道路ネットワークの機能強化についてでございますが、1)大阪湾岸道路西伸部の事業推進におきまして、早期全線供用（六甲アイランド～駒栄）に向けた事業推進のほか2件を、2)神戸西バイパスの事業推進におきまして、早期供用に向けた事業推進を、3)都市活動を支える幹線道路の事業推進におきまして、19ページにかけて記載の国道175号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業推進のほか2件を、4)高速道路を賢く使うための料金体系の実現におきまして、利用しやすく、様々な課題解決に資する高速道路料金の実現を要望いたしております。

21ページを御覧ください。

3－2．王子公園地区の活力の創出についてでございますが、1)王子公園再整備の推進におきまして、王子公園再整備に対する財政支援の継続を、2)王子公園駅周辺の再構築におきまして、王子公園駅周辺の再構築に対する財政支援の継続を要望いたしております。

22ページから24ページにかけて記載の5－1．カーボンニュートラルの推進でございますが、3)下水汚泥資源こうべ再生リンの肥料利用の拡大におきまして、持続可能な下水汚泥由来の肥料製造と流通拡大に向けた支援を、24ページに参りまして、6)脱炭素化に対する財政支援の継続におきまして、脱炭素化事業に対する財政支援の継続を要望いたしております。

25ページから27ページにかけて記載の6－1．国土強靱化による安全・安心の確保でございますが、1)防災・減災、国土強靱化施策の推進におきまして、国土強靱化施策の推進に対する財政支援の継続を、2)上下水道・工業用水道施設の強靱化に必要な財政支援の拡充におきまして、下水道の施設及び管路の老朽化対策、地震対策、浸水対策に対する財政支援の継続を、26ページに参りまして、3)土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充におきまして、直轄砂防事業の積極的な推進のほか3件を、27ページに参りまして、東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進におきまして、直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進を要望いたしております。

29ページを御覧ください。

その他項目のうち、1．まちの活力の創出でございますが、2)公園整備等の推進におきまして、都市公園リノベーション及び都市緑化推進に対する財政支援の継続のほか1件を要望いたしております。

30ページを御覧ください。

3．安全・安心なまちづくりの推進でございますが、2)水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実におきまして、河川治水対策の推進に対する財政支援の継続を要望いたしております。

続きまして、31ページを御覧ください。

VI報告、市立自転車駐車場のあり方検討委員会の設置について御説明申し上げます。

1．趣旨でございますが、市立自転車駐車場につきまして様々な課題が見込まれている中、今後の駐輪場の整備、管理運営の在り方が重要となっていることから、駐輪場の在り方に関する諮問を行い、利便性や持続可能性、まちづくりへの寄与など多角的な視点から議論をしていただくものでございます。

2．委員、3．設置期間と第1回委員会の概要につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。

Ⅶ報告、2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約の締結についてでございますが、令和7年3月1日から4月30日までの期間における該当契約は、王子動物園サバンナゾーン一次造成他工事のほか2件でございます。

以上で、議案4件、陳情3件、報告3件についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（伊藤めぐみ） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、当局におかれましては、より一層の簡明な答弁に努めるよう、また委員各位におかれましては質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

では、最初に、第37号議案並びに陳情第130号、陳情第131号及び陳情第132号につきましては、いずれも王子公園再整備に関する内容であり、円滑に審査を行うため、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、第37号議案神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件、陳情第130号王子公園が憩いと潤いの場となり、子供や市民の命と生活を守ることを求める陳情、陳情第131号王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民参画のもとでの「（仮）王子公園のありかた検討会」設置を求める陳情及び陳情第132号王子公園における神戸市都市公園条例の一部改正に関する陳情について、御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） まず、王子公園の建蔽率の改正について聞きたいと思います。

本会議での副市長の答弁は、2011年の地方分権一括法で都市公園の建蔽率の規定を参酌基準にしたと、法令上、都市公園法の建蔽率を参酌して地方自治体の条例で建蔽率を決めることを認めたので建蔽率を緩和することは問題がないと、大体そういう趣旨の答弁だったと思うんです。

しかし、私が本会議で示したように、この国の規制緩和は、無条件で建蔽率の引上げを容認するものではないと思うんですが、まず当局はどういう認識なんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 建蔽率の制限に関しましては、都市公園は憩いやレクリエーションの場として、また災害における避難場所として利用されることから、オープンスペースを確保する必要があるという認識は当然持っております。

その中で、公園施設として設置する建築面積の割合というのが、やはり建蔽率といたしまして制限を設けることで一定抑制を利かせるということでございます。

一方で、今、委員御指摘のとおり、第2次一括法によって、地方の実情、そういったものがどんどん変化する中でそういったことに対して適切、的確に対応していくべきものであるという観点から、そのあたり、条例のほうに委任され、条例のほうで決めると、地方自治体のほうで決めると、そういうことになった経緯であると認識しております。

○委員（味口としゆき） その基本的な認識、今日は聞きたいと思ってるんですが、オープンスペースを確保する必要があるというふうに都市公園法運用指針では書いてないと思うんです。公園施設の建蔽率基準についてということをも明記してまして、都市公園というのは、原則として建築物によって建蔽されない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものであると。これは、何ら変わってないと思うんです。

つまり、今の部長の答弁もそうだし、この間の副市長の答弁も、オープンスペースを確保しているからいいじゃないかという立場に立ってるんです。そうじゃないんです。都市公園というの

は、オープンスペースが基本的性格なんですと。オープンスペースがありゃいいということで法律は論じてないというふうに思うんですが、その点の認識はいかがなんでしょうか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** オープンスペースというものをただ単に設ければいいということを上申しているわけではございませんで、オープンスペースの機能というのは、休息であるとか運動、レクリエーション、スポーツ、それから都市環境の改善、防災、様々な機能を有しており、そういったものに有効に働く、そういった機能を持っているというふうに考えております。

○**委員（味口としゆき）** それは機能面のことを言われているわけで、基本はどういう機能に関してもオープンスペースであるということが都市公園法の理念だと思うんです。

それは、地域の実情によって建蔽率を変えることができるようになっただけではなくて、やっぱり都市公園法運用指針ですね。この運用指針では、こう書いてる。地方公共団体が条例で建蔽率の基準を定めるに当たっては、原則として建築物によって建蔽されない、公共オープンスペースという都市公園本来の機能を確保するために従来建蔽率の基準を100分の2としてきたことや公共オープンスペースという都市公園本来の機能と比較して必要と認められる施設に限り、一定の建蔽率の特例が設けられてきたことに留意するとされてるんです。

つまり都市公園というのは、公共オープンスペースが基本ですよ。だから、建蔽率を100分の2に、建物を建てたらあかん言うてるわけなんです、基本は。これは留意せえというふうに指針ではまだ引き続き述べてるでしょう。変わってないでしょう。これ、いかがですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 都市公園法の運用指針にそういう記載があることは承知しております。それを踏まえて都市公園法が改正され、参酌するというところできちっと都市公園法の理念、そういったものを参酌しながら都市公園条例で定めるというふうになっておると理解しております。

○**委員（味口としゆき）** だから、参酌した場合に、今回、5%基準にしなければならない大きな理由は立体駐車場の建設でしょう。立体駐車場というのは、本来は僕は都市公園には関わりのないことだと思うんですよ。この間、本会議でも言いましたけど、今、部長が言ってくれたこととも同じなんです。都市公園というのは、憩いの場でしょうと、スポーツをやる場でしょうと、防災に役立つでしょうと、基本理念を述べられてるじゃないですか。

立体駐車場で憩う人、いないと思うんです。立体駐車場が防災機能を有しているかというたら、そうじゃないと思うんです。やっぱりオープンスペースのほうがいいと思う。立体駐車場で運動する人は、それは無理やりテニスコートを上につけましたから、しかし、それは附属的なものであって、基本理念からするとやっぱり僕は違うんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 都市公園法の施行令等におきまして、駐車場といいますのは便益施設として位置づけられております。現状、委員も御承知のとおり、駅前の要は一等地のあの場所に平面駐車場で非常に広いスペースを使って車中心の利用がなされていると。そういったところをいわゆる高度利用することによって、そういった建築面積を一定抑えつつ、高層化することによって、そういった駐車場、駐車する車をそちらに収容することができる、そこで生み出た土地において緑の広場、それからシンボルプロムナードという人中心のスペースというものを設けることによって、憩いやレクリエーション、そういった場が今まで以上に提供できるものということで、都市公園法のいわゆるオープンスペースの元の趣旨・意味からすると、十分合致し

ているものというふうに認識しております。

- 委員（味口としゆき） 全然合致してないと思うんです。ずっと殊さら本会議では平面駐車場の問題を言われるんですけど、平面駐車場を都市公園内に設けていることが都市公園の本来の機能と合致してないと考えるんだったら、駐車場は例えば地下にすればいいんですよ。公園内の中でおかしいと思うことをまとめ上げる必要なんか全然ないということは、もうこれ、再三言ってきたことだと思うんです。

地下にやるのか、公園以外の土地を買ってでも、公園の機能で平面駐車場がおかしいと思ってあるんだったら駐車場はよそにやる、地下にやるということはできるわけです。だから、本当に都市公園法の理念に合致しているんだと、そして王子公園のこの間の果たしてきた役割にかなうと言うんだったら、平面駐車場では有効利用できてなかったから立体駐車場にするというのは僕は屈辱としておかしいと思うんですけど。その点はどうですか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 地下駐車場に関しましては、都市計画の変更におきまして、それを廃止したわけでございます。そのあたりは、コストであるとか、トータルで勘案しまして今の立体駐車場がふさわしいという判断の下でそうやってきたわけでございますけれども、それによって生み出された土地というのがオープンスペースとして有効に機能するということについては何ら支障はないと、問題はないというふうには考えております。

- 委員（味口としゆき） 1個1個のことに飛躍があると思うんです、それ。

つまり、さっき、今もう端的に述べられたことじゃないですか。何で地下駐車場にしなかったかということ、コストだと言うんでしょう。コストによって公園機能を低下させる。この問題を何で当たり前のように言うのかというのが僕、理解できないんです。

それで、ちょっと法律のほうに戻りますと、運用指針の第7版でも、何で100分の2を超えたら駄目なのかというのは、法制定ときに全国の公園について調査した結果、特別の場合を除き、公園が本来の機能を発揮するためにはこの程度が限界であり、かつ公園管理上も無理のない数字であることが実証されたからだ、こう言ってるんです。何かこの間の副市長の答弁ではそんな古くさい規定をと言っているけども、これ、第7版でもずっと書いてるんです。古い規定でも何でもないんです。

それで、お聞きしたいのは、100分の2を超えてはならない程度にしなければならないというのは、ずっと留意せえということを都市公園法のいろんな指針とかで述べてるじゃないですか。計画段階のときに当然100分の2に収まるように計画するべきだった、その矛盾がこの議案に出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はどうでしょう。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 建蔽率の規定に関しましては、昭和31年の都市公園法の制定時に設けられたというふうに理解しております。

当時、まだ戦後から10年ぐらいが経過した中で都市公園がどんどん農地として使われるであるとか、それからどんどんバラックであるとかいろんな建築物、店舗であったり、いろんな利用のされ方で、都市公園——オープンスペースがどんどん駆逐されていくと、そういう時代背景の中で都市公園法が制定され、建蔽率の——建物の基準ですね——上限が定められたという状況でございます。

それから数十年が経過し、都市公園の全体の量のストックも大幅に増えた中で、これからは量から質の時代、しかも都市づくり、まちづくりに貢献する都市公園のいわゆるストックの活用といった観点から、こういった法律の見直しがなされ、それが地方分権の大きなうねりの中でこう

いった条例改正がなされたということでございます。

ですので、2%というのは、我々、私も造園職でございますけれども、教科書、学生時代からずっと頭にたたき込まれて、しみついております。それをできるだけ守りつつも、やはりまちのため、それから公園の機能向上のため、そういったところで有効にそれが活用できるのであれば、先ほど申し上げた立体駐車場であれば平面で広い場所を使うよりも立体化したほうがよりトータルで見たら土地の有効活用に資するのではないかとといったところで、3%の建蔽率を使わせていただくといったところは大いに意義のあることではないかというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） お言葉ですけども、ずっと頭にあったんだったら、やっぱり2%に収まるように計画するべきだったと思うんです。

それで、何か昭和31年のことだから古いことというようなことを言ってるかもしれないけども、ずっと変わってないんです、別に100分の2というのは。あとはもう自由にしてくださいなんて書いてないでしょう。100分の2に留意することだ、留意することだとやっぱり言うのは、都市公園というのは空き地じゃないからなんです。何でもつくったらええっちゃうもんじゃない。

それは、現代でも同じですよ。だって、この計画、この建蔽率の改定は、立体駐車場を造るからだけじゃないでしょう。大学に売っ払うから都市公園そのものが縮小するというじゃないですか。今、農地とかでそんなことで駆逐されないようにと言うけども、大学のもうけのために駆逐されようとしているんじゃないですか、都市公園が、王子公園が。その問題が、縮小がある、その上に、それをやるが上に立体駐車場の場所が必要になってきているということでは、まさに大学ありきで公園が駆逐されてるということについて、何で学生時代から学んできたんだったらそのことに留意しないんですか。おかしいでしょう。

○委員長（伊藤めぐみ） 質疑でしょうか。

では、答弁お願いいたします。

○原田建設局王子公園再整備本部長 王子公園の再整備を考えるに当たりまして、老朽化したものをどういいものに変えていこうであるとか、それからこれまで従前の路線ではなく、新たな価値をどう創出していったらいいかと、そういう議論の中で大学というのがいろんな意味でメリットが多く、地域のため、それから市全体のために大きな恵みをもたらす、そういったものであるということから大学の誘致に至ったものでございます。

それは、都市公園を廃止して、なお、大学自体も公益性であるとか、それからオープンスペースとしてキャンパスを開放するであるとか、様々な観点から公園と大学が一体となって魅力ある王子公園ゾーン、エリアが創出されるということから、非常に有効なことではないかというふうに考えております。

○委員（味口としゆき） ちょっと話を進めたいと思うんです。

先ほど部長も言われたし、この間の副市長かな、市長も大体その線で答弁されてると思うんですが、都市公園法改正のポイントというのを都市局の公園緑地・景観課が出しています。

それで、何でかという、社会情勢が変わったからですということとか、ストックがそれなりにあるじゃないか、いろいろ書かれてるんですけど、都市公園法改正の一番、国がなぜこれ緩めたのかというのは、民間のビジネスチャンスの拡大と書いてるじゃないですか、ここが問題だと思うんです。

つまり大学のもうけのためなんです。大学のもうけのために公園本来の姿を一定程度緩和するんだと。まさに国の民間ビジネスチャンスの拡大という線に沿って公園が犠牲になっていると、

ここが一番の問題だというふうに僕は思っているんですが、いかがですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 学校は、教育基本法にも位置づけられた公益性の極めて高い施設であり、いわゆる例えば商業施設的な収益を上げる、民間活力の導入といいましても、そこにショッピングモールを造るわけでもなく、もうけに走っているというふうには認識しておりません。極めて公共性の高い、市民の学習の場であったりとか、それから学生がそこで学んだことを市民に還元するといったところでというような施設だというふうに考えております。

○**委員（味口としゆき）** しかし、大学側は、どこの私立大学でもそうですが、これは一般常識じゃないですか。今、人口減少になる、子供の減少がある、だから今までのような郊外ではなかなか人気が出ない、大学間の競争が激しくなってる、だから都心回帰なんだと。生き残りかけてやってるところに都市公園法の改正があって、その線に沿って、ああこれで緩和できるなど、民間のビジネスチャンスの拡大にもなってるじゃないかと。

ただ、建設局が一番守らなければならないのは、公園本来の機能だと思うんです。そこを、いや、古いことなんだというふうに片づけるというのはちょっと僕は荒っぽ過ぎるというふうに思うんですが、いかがですか。

○**小松建設局長** 先ほどからの議論で、どうも味口議員は誤解されて、都市公園法を何か逸脱したような、今回の条例改正というようなニュアンスの発言をされておられますが、確かに味口議員が言われましたように、都市公園法が平成24年に改正になって、この地域の実情に応じて地方公共団体が自ら条例で定めることができると書いてます。

その中身で、さっき言われましたような公共オープンスペースの確保というのは留意する必要があるというのも当然書かれてますけど、その後段に、公園自体の計画との整合性とか、都市公園の機能増進に資するかどうかの点も考慮した上で判断すべきであると書かれてますので、我々はそういった視点で判断して今回の計画をつくり上げております。

ちなみに、地方分権一括法が改正になってから、そういった意味では国内でも政令市でおおよそ半数の都市がこういった条例改正をやってますし、近隣都市においても西宮とか姫路で改正をやっていることから、やはりこれは地域の実情に応じた地方分権の1つの今後の望ましい姿を都市公園法で認めていただいたというふうに理解しています。

以上です。

○**委員（味口としゆき）** 今の局長の答弁は、逆立ちしてるんです。計画との整合性をということ、確かにここ、書かれてる。それで王子公園再整備計画と整合性があるということを言いたいんだと思うけども、そもそも王子公園の再整備計画は、法の趣旨に沿った線で考えるということがあって整合性を求めるんだったら分かるんです。逆立ちしてると思うんです。それが1つ。

それから、もう1つは、語るに落ちたなと思うのは、この間の副市長の答弁もそうなんです、周りの政令市がやってるじゃないか、西宮、ほかの市が兵庫県の中でもやってるじゃないか、それはそれぞれの地域の実情があるからやってるにすぎないじゃないですか。ほかの都市がやるからやるんじゃないんですよ。地域の実情が、ここに大学でしかないという場所だったら誰も文句言わない。ポートアイランドにはもう神戸市が開発した土地が値引きしたってまだまだ余ってるわけでしょう。いっぱいあるじゃないですか。そもそもポートアイランドには、もともと神戸学院とか、いろんな大学を呼んで学園都市をつくるんだとやってきたわけじゃないですか。そんなところに行くんだったら誰もこんなこと問題にしないんですよ。

地域の実情と言うんだったら、神戸市には土地もある、ほかの場所もある、わざわざ都市公園

を削って建蔽率を上げてまで造る必要ないということを言ってる。地域の実情じゃないじゃないですか。違いますか。（傍聴席より拍手する者あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 傍聴人の方は、拍手などをやめてください。静粛を保ってください。

○小松建設局長 様々なポートアイランドとか、いろんなところの話をされましたが、王子公園のこの地域の今後の在り方ということを考えて、今の施設を単純に機能更新するだけではなくて、新たな価値を創出して次世代につなげていくエリアとしてやっぱりこれは必要だと考えてございますので、地域の実情に沿ったものだ和我々は考えています。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） もう1度申し上げます。

傍聴人の方、静粛をお願いいたします。委員会の秩序をお守りください。そうでなければ、退去していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員（味口としゆき） 地域の実情を慌てて言われているようですが、あなたが言ったことを僕が言っただけなんです。政令指定都市でやってるじゃないかと。本会議の答弁も同じだったです。兵庫県の他の都市もやってるじゃないかと。それ、全然地域の実情違うじゃないですか。それを言ってるんです。だから、やっぱりそこは本当に語るに落ちたなと僕は今日の答弁を聞いて思いました。

それで、私の本会議での質疑に対して、市長は、何か中央集権的だとか、官僚にそんなことを言われたくないと僕は思いましたが、こういう答弁しました。しかし、中央集権的なのは市長だし、建設局じゃないですか。まさに都市公園法が民間のビジネスチャンスのために規制緩和された、ここに乘じて条例決めたら建蔽率も上げられるんだというのは、まさに中央集権的なのは皆さんのほうじゃないですか。いかがですか。

○小松建設局長 先ほど国内の例を出したのは、それはそれぞれの地域だというのは私も同じ思いで発言をさせていただきました。それぞれが、今回、原則分は、先ほど言いましたように立体駐車場も含めて2%が5%ですけど、それ以外の休養施設とか運動施設とか教養施設とか、こういった市民の方にできるだけよりよい公園として活用していただくための特例1という部分の建蔽率を引き上げてます。

その数字は、それぞれの地域で必要だという内容を盛り込んで改定してますので、やはり地域の実情に応じて地方が地方の発意によってまちづくりをやっていくという、その趣旨で今回の条例改正もやっています。

○委員（味口としゆき） 特例部分のことも言ったので、僕、一言申し上げたいと思うんです。

大学誘致がなければ王子動物園、大きくできたと思うんです。あそこの部分、動物園にすることだってできた。今度、特例の基準で認められているのは獣舎でしょう。獣舎、つまりおりやんね。それを動物福祉の観点で大きくするから、それは建蔽率に入るんだということでしょう。

だから、これも大学誘致がなければ、建蔽率を上げないでも僕できると思うんです。だから、全ての問題は大学誘致ありきで進めたために原則もゆがめる、緩和する、そして特例も緩和するということになってるということじゃないんですか。

○原田建設局王子公園再整備本部長 大学誘致の意義につきましては、これまでも御説明させていただいておりでございますので、繰り返しいたしませんけれども、大学以外の部分で機能再編であるとか、それから内容を十分精査した上で、必要な動物福祉の観点であるとか、利便性の向上であるとか、いろいろ公園の機能が増進すると、それからオープンスペース、先ほど来の

御意見ございましたオープンスペースも十分確保した上で建蔽率の今回の数値を定めているというものでございます。

- 委員（味口としゆき） 繰り返しの御答弁になってるんでもう結構ですけど、確保してるじゃなくて、やっぱり建蔽率を緩和しなければ成り立たない計画になってるということは再度指摘しておきたいと思います。

それで、副市長の本会議の答弁で、現在の王子公園の総合運動公園機能は利用者が限定される施設が多いと、こういう答弁されました。どういう運動機能を想定した答弁なんでしょうか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 運動施設、王子公園の中にも様々ございますけれども、その中でやはり期間が非常に限定された利用となっており、しかも施設自体もかなり老朽化が進んでいるプールであるとか、それから相撲場、そういったもの、あとはテニスコートに関しましては別途代替の機能も確保しながらやっておりますけれども、そういったものを想定した御説明でございます。

- 委員（味口としゆき） 例えばテニスコート言われたんで、僕、今日聞きたいと思ってたんは、テニスコートが立体駐車場の上に2面だけになるでしょう、6面だったものが。この縮小によって利用者がさらに限定される事態というのは起こらないんですか。起こってないという認識をお持ちなんですか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 テニスコート機能につきましては、現在6面あるわけでございますけれども、再整備におきましては委員御指摘のとおり、立体駐車場の上に2面用意するとともに、もともと近隣に王子南公園、それから灘区には大和公園、そういった近隣にテニスコートが存在すると。あわせて、新たにポートアイランドのほうにテニスコートを新設するといった計画でございまして、トータルで考えますと十分テニス機能は充足しているというふうに考えております。

- 委員（味口としゆき） それ、大間違いなんです。

葺合高校の生徒さんに聞いたら、王子公園のテニスコートがなくなるからテニス部の募集停止をかけたと言うんです。もうテニス部がなくなっちゃう。硬式テニス部。こういう事態になっちゃってるんです。

副市長の答弁では、利用者が限定されてる施設が問題だと言うんだけど、皆さんが立ててるテニスコートの縮小で——市立高校ですよ、葺合高校って。そのテニス部がなくなっちゃうんだという、こういうことにこそ僕は目を向けるべきじゃないかと思うんです。

あなた方、王子公園の再整備計画は、文教地区をさらに輝かせるんだと、文教地区をさらに磨きをかけるんだと言ってきたけども、肝腎の既存の高校の犠牲の上に成り立つ計画になっている、これはやっぱり本来の計画からいったらおかしくないですか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長 葺合高校等学校のほうには以前からこういった計画であるということは御説明をさせていただいており、一定御理解いただいているものというふうに認識しております。

- 委員（味口としゆき） それは、まあそうせざるを得ないから納得したのかもしれないけども、こんな文教地区を生かすんだと言いながら、結局犠牲にしているのは子供たちじゃないですか。それは、本当おかしい計画だということを認識していただきたいし、変えていただきたいと思うんです。

それで、ちょっと陳情の関係、あと最後やります。

1つは、関西学院大学新聞、僕も初めて今日聞いて知りましたが、上ヶ原とか聖和の地域とか三田キャンパスで近隣の人たちが困ってるから、こういうこと書かれてるんでしょう。これは、何も関学の新聞が急に書いたわけじゃないんですよ。公園緑地審議会でも陳情者が言われているように、神戸学院の先生でしたっけ、同じことを言われてたでしょう。自転車で来る人がある、車で来る人がある。先ほどの局長の答弁では、マナーは大学において対応していただきたいと。それじゃ済まんでしょう。

そういう問題について、大学が来たら何かばら色のように言われてるけども、そういう問題が起きるといことは有識者からも言われてるし、当の関学が懸念の声を上げたというのは重大ですよ。それで、大学においてマナーを守ってくださいって、それで済ますつもりなんですか。いかがですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 先ほど御紹介いただきました関西学院大学の新聞の記事は、私も承知しております。ポプラといういわゆるコラムの中に記載されておる記事でございますけれども、やはりこれは学生新聞を発行している団体が、そういった地域で学生のマナーが悪化しているといったことに対して警鐘を鳴らすと、啓発をするといった、非常にそういう意味では志の高い発信をされたものだ。やはり関学生としては、今後、活動の場が狭まってしまうおそれがあるので、きちんと関学生が生活態度を改善すべきではないかというふうに読者に投げかけているものでございます。

こういったことを大学当局も当然把握をしております、その改善に向けて、例えば学内ポータルサイトで注意喚起を行ったり、職員が通学路等に立って立哨活動、いわゆる交通マナーの啓発であるとか、そういったものを行ったり、それから保証人、いわゆる学生の保護者的な立場におられる方に成績通知と併せてそういったマナーに関する文書を発出したりとか、そういった取組をされているというふうに伺っております。

こういったことを、関学が新たに王子に来たときにそういったことがないように、我々としても強く働きかけていくとともに、それから、ちなみに王子キャンパスでは学生の通学については自転車は認めるものの、原付バイクとか自動車は認めないというふうに現在伺っておりますので、そのあたり、交通安全、交通対策につきましても十分我々としても注意深く考えていきたいというふうに思っております。

○**委員（味口としゆき）** 考えているだけではあかんと思うんです。もう売るだけ売ったらあとは大学任せ、近所任せでは、これはもう成り立ってない。このことを指摘しておきたいと思います。

陳情の第131号の件でも、これ、陳情者が言われているのはもっともだと思うんです。大学誘致は王子公園以外でも全てできることだろうと言われてるのは、本当にそのとおりだと思って、ずっと僕たちも不思議だと思うのは、都市公園法が規定している公益上特別の理由というのは全然当たってない。大学がこんな公益性ありますということは述べられてるんです。地域にいいこと、課題を解決できるでしょうとか、何か知的なものが、財産ができるでしょうとか、いろんなことを言われてるじゃないですか。どこに行ったら大学というのはそんな役割を果たしているから、それは大学の公益性を言ってるだけにずっと終始してるんです。何で王子公園じゃないと絶対駄目なんですか。そこは全然理屈立ってないということを僕は陳情者が指摘してるんだと思います。その点はいかがですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 神戸市の都市課題である人口減少であるとか、様々な経済的な面であるとか、若年層の減少である、そういった課題で大学というのは非常に重要であるとい

うことは2025ビジョンでも位置づけられているところでございます。

あわせまして、王子公園につきましても老朽化が進んでおり、今後、ああいった阪神間の非常に立地のよい場所におきまして周辺が大学・学校等が集積した文教エリア、そういったところをどういうふうを活用して都市ブランドを上げていくのか、地域の活性化につなげていくのか、そういったものが相まってあその場所に大学を誘致するというのが非常にふさわしいものであるというふうに考えた次第でございます。

○委員（味口としゆき） さっきの説明からもずっとおかしいと思っているのは、地域の人たちに聞いたら、高齢化とか、そういうのが問題になってる、人口減少が問題になってるというふうにならずって言われてるじゃないですか。少なくとも神戸市9区あるうち、灘区はそんなに人口減少で突出した行政区じゃないですよ。もっと人口減少している区はあるじゃないですか。もし人口減少が最大の問題だったら、どこにでもどんどん大学造るんですか。そんなことで済むわけないんです。

それで、今、部長が答弁されたところに僕は真理があると思う。利便性がいいからなんです。まさに都市計画法の改定に言われている民間ビジネスチャンスの拡大のためにここが適切だということになったということでしょう。人口減少だけ問題にするんだったら、それは長田だって相当人口減少してるし、須磨だって人口減少してます。そっち持っていくべきじゃないんですか。いかがでしょう。

○原田建設局王子公園再整備本部長 先ほど申し上げましたとおり、大学の必要性、神戸市が求めている大学の必要性和王子公園の再整備、新たな価値の創出、そういったものが相まってあの立地になったというふうに認識しております。

○委員（味口としゆき） 繰り返しの答弁なんで、もう結構です。

最後、僕ちょっとやっぱり言わなければならないのは、陳情第132号の陳情者が言われてた件なんです。

僕も不思議でならないのは、市民の合意の下に進めるんだとずっと言ってきたじゃないですか。でも、僕も何回か行きました、そういうところにも。でも、建蔽率が上がるなんていうことの説明、今まで一回もなかったと思うんです。

それで、都市計画審議会でもやった、公園緑地審議会でもやったと言うけども、建蔽率のこと、問題なんか何もそちらから提起されたことなかったでしょう。さっきそれを言ったら局長は、いや、計画どおりに沿ってるんだと言って、それは無理があるでしょう。計画のときに建蔽率も上がって建物を建てざるを得ないけどもどうなんだということを市民に問う、審議会に問う、これは当たり前の手続だったんじゃないですか。いかがでしょう。

○原田建設局王子公園再整備本部長 これまで様々な機会を通じまして大学の誘致、それに伴う公園面積の縮小、それから立体駐車場含むにぎわい施設等設置に伴う建築物が新たにできる、そういったものはこれまでも説明をさせていただいたところでございます。

いわゆる建蔽率を算定するときに敷地面積で割ることの総建築面積であるわけでございますけれども、敷地面積は一方で減ります、それから建築として建物が新たに増加するといったところのいわゆる前提となる御説明は十分させていただいた上で、このたび基本計画を経まして事業者選定、それから事業者からの提案、そういったことで数値が、おおよその建築面積が固まったことから、今回、建蔽率の改正の提案を出させていただいたというところでございます。

○委員（味口としゆき） 市民に類推しろと言ってるんですか。原田部長のように専門家で学生の

時代から建蔽率2%というのが頭に入っている人ばかりじゃないんです、市民は。僕だって初めて知ったよ、そんなの。それが普通の感覚やと思うんです。

大学で切り売りします、だから建物を建てるのは当たり前でしょう、そんな当たり前じゃないですかという答弁されたって、もっと丁寧にやるべきです。これは条例改正も必要なんですと、建蔽率を一定程度上げて、都市公園のこういう機能はちょっと縮減しますということもちゃんと丁寧に説明するべきじゃないですか。それを陳情者は言ってると思うんです。何でそれ、ずっと言わなかったんですか。分かってたんでしょう、原田さんは。学生のときから分かってたんだから。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 先ほど申し上げましたとおり、公園の敷地が減少する、それから建築面積が増える、そういったことで御説明はさせていただいたところであり、その結果として建蔽率何%云々というのは、やはり数字をきちっとはじかないことには多過ぎる数字になってはいけない、先ほどのオープンスペースの趣旨から、本旨から外れるというところで、もちろん今回も提案ではぎりぎりの数字を上げさせていただいてるところでございます。

一方で、少ない数字でもし条例化されてしまったら、本来必要な機能が損なわれる、実現できないとなったら再度もう1回条例をかけさせていただくのかというのは、これは行政の信頼にも大きく影響する、そういったところできちっとそのあたり、精査したということでお時間をいただき、このたびの条例改正の提案になったというものでございます。

○**委員（味口としゆき）** 十分理解できました。ほな、きちっとした数字が出たんだったから、それをちゃんと審議会にもかける、それをちゃんと市民にも説明会する。131号の陳情者が言われたように、あり方検討会つくってもいいじゃないですか。

やっぱりこの段階になってもこういうふうに陳情者が出てくること自体がなかなか納得し難い内容があるからなんです。それをもう決めてきたから、言ってきたからということでごり押しするということは必ず今後矛盾を生みます。それはないように、丁寧にやってきたと言うんだったら最後まで丁寧にやるべきだということを述べて、終わりたいと思います。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

○**委員（村野誠一）** 今の陳情第132号に関連してというか、この陳情の趣旨は、特に1は公園施設の建蔽率の改正は関連審議会の審議を行うことということになってるわけです。味口議員が建蔽率の改正自体を割と今ずっとやってたけれども、陳情の趣旨自体は建蔽率を改正することを審議会にかけることと、だからかけることが法的に、先ほど局長の答弁としては付議される、されてないということだったんだけど、ちょっと整理をしたいんです。

要は、建蔽率の改正というのは、審議会にかけなければならないのか、かけることもできるのか、または過去にかけてきた、かけて条例の改正を行ったようなことがあるのか、まずここ、お伺いしたいと思います。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 建蔽率の改定に関しましては、法令上、審議会にかけるということは規定されておられません。ですので、これまでも審議会等に審議をお諮りしたということはありません。

○**委員（村野誠一）** 私も都市計画審議会にも入ってたことがあるけれども、先ほどからの答弁を聞いてると、私は当局の答弁は理解できると思ってるんです。今までは、やはり建蔽率というのがずっと固まっていたから民間のいろんな新しい発想というものが足かせになってできなかったということで法律の改正がなされて、建蔽率というのは、地域の実情ということやったけれども、

神戸市としてそこにそういう提案というか、そういうものを造ることが市民のためになると、いろんな観点で必要やということであれば建蔽率の改正ができるということですよ。

ただし、味口議員が言ってるように、市街化調整区域もそうかも分かんないけれども、いわゆる何でもかんでもどんどん建蔽率を改正していったら、建蔽率緩和ありきではないですよ。あくまでも計画、これが市民から理解されるというか、神戸市にとって必要なものであれば改正して実現できるというふうに私は理解してますから、それ自体は特に問題はないというふうには思っております。

今回の建蔽率の改正自体は、陳情者としては審議会で建蔽率の改正自体も議論されるべきだということだったけれども、これ、先ほど原田さんおっしゃったけれども、計画については審議会等で議論されて、また議会等でも議論されて積み上げをしてきたわけです。これには当然賛否はあります。地元の多聞線でも、公共的というか、神戸市全体としては必要だけれども、やっぱりその地元の人たちはいつまでも反対しますから、王子動物園、それから大学の誘致、全体の議論と、また当該の地元の人たちのいわゆるそごというか温度感というのは、どこまでいっても全く全て縮まるかというとなかなか厳しいこともあるかも分からないと思います。だから、その辺は、最終的には議会の議決の判断になろうかと思うんですけれども。

先ほど言ったように、いわゆる計画を積み上げてきて建蔽率の改正というのは、計画イコール建蔽率、だから計画ができた、そうすると計画を実現するためにはこの建蔽率でなければならぬので建蔽率を改正したということを確認したいわけです。だから、建蔽率がすごく、先ほどちょっとおっしゃったけど、過剰なものになってないか、また建蔽率がありきで計画をつくったというよりも、よりいいものを総合的に——大学の誘致であるとか、いろいろと触るわけですが、ゾーン別に。いろいろ触る、あなたたち神戸市にとってはこれがベストだろうというものをつくり、計画としてつくって、それを建蔽率に照らし合わせるとやっぱり2%ではできないから5%であり、14%になって、これを、計画を実行していくためには、実現するためには建蔽率の改正が必要なので、議会に改正を認めてもらいたいという形になってると、私が解説するのもおかしいけれども、この理解でいいのかということを改めてお伺いしたいと思います。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** まさしく今、委員のほうで御指摘いただいた、御説明いただいたとおりでございます、1つ1つの建物がそれぞれ原則と特例とあるわけでございますけれども、増える建物の機能がいたずらにむやみに大きなものとなっていないかというチェックであるとか、それからそれによってオープンスペースの機能が損なわれて、憩いの場であるとか防災機能が損なわれていないのか、そういったことを総合的にきちんとチェックした上で上げさせていただいております。それを御説明させていただいた中で御判断いただければというふうに思っております。

○**委員（村野誠一）** 何度も言うように、この陳情者としては、建蔽率を審議会で議論すべきだ、審議すべきだということなだけけれども、先ほどちょっとあったかも分からないけれども、審議会の計画、いろいろと計画を審議会の委員の先生方が入って審議をする中で、この計画を実現する、この計画を審議会として認める場合において、建蔽率の改正というのは当然伴うということとは理解されてるのか、当然理解されてるんだと思うんだけど、例えばその辺、そういう意味での建蔽率との関連、この計画を審議会と、それから公園緑地審議会等で計画を審議していく中での委員の先生方、そこに出席されている方々というのは、何度も繰り返しになるけれども、この計画を実行するためには建蔽率の改正というのは必要になってくるということを当然理解し

てるんだろうと私は思うんだけど、その辺についてはどうなのでしょう。

○小松建設局長 私、公園緑地審議会に出席してましたので、委員の方の御意見は会議の最初から最後まで全部聞いておりましたけれども、再整備基本計画のゾーニングの図面とか、そういったものを提示して、こういったものが、例えば陸上競技場がここにできますとか、弓道場はここにできますとか、そういった施設配置も御説明しながら審議会は進めてまいりました。

その中で、やっぱり委員の方が言われたのは、建物が建つことによって、あそこ、木がかなり——原田の森ということで緑量がある木がいっぱいございますので、その辺の建物が建つのに当たってそういう木の移植がどうなる、伐採がどうなるみたいなところの御意見もたくさんいただいて、やはり緑量を確保していくのは重要だということで御意見も言われたので、当然建物がそういう形になって大きくなっていくというのは委員の先生方は会議の中で御理解いただいていると思います。

あと、建蔽率のことを御存じだったかどうかというのは、ちょっとそこまでは今把握し切れてませんけれども、建物の関係で説明してますので、やはりこれは敷地に対する建物の割合が大きくなるというのは十分御理解いただいていると思います。

○委員（村野誠一） これは余計なことかも知れないけれども、だから、恐らく各種審議会には大学の教授の方々、専門的な方々もいれば、ネットモニター的な市民の代表、それはいろんな観点でチェックするわけですから、それは結構なんだけれども、これ、例えば、じゃあ審議会の方々が、いや、後から建蔽率の改正するなんか知らなかったと。建蔽率の改正が伴うんだったら私はその計画、審議会で賛成しなかったみたいなことが起こり得るのかなというふうに私は思うので。分かりませんよ、分からないけれども、たればの話だから。

私としては、やはり計画をしっかりと積み上げてきたこと、それでその計画を実行するためにはその建蔽率にならざるを得ないという自然な流れなのかなと。確かに建蔽率の改正というのは条例の改正を伴いますから、インパクトはあります。先ほど味口議員おっしゃったように、基本的には尊重するというか、何でもかんでも建蔽率をばんばん改正していったらいいということではないので。

ただし、これについては、この計画を実行するためにということで、致し方ないと言うとちょっと語弊があるかも知れませんが、計画を実行するためには必要な改正なのかなというふうに私は理解をしております。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

○委員（岩谷しげなり） 陳情130号についてお聞きしたいんですけども、これ、事前に通告してませんので、ただ、味口議員の質問との関連ですので、ちょっとお聞きしたいと思います。ちょっと味口議員とは観点を変えて、大学の公益性についての私の考えなんですけど。

今回、当局側からは、王子公園エリアを含む市内の地域団体からは、高齢者世帯の増加や地域住民の孤立化、担い手不足などの課題が上がっているということで、そして今回、大学が来ることによって、学生の社会貢献などにより、地域課題の解決に寄与すると、そういう御説明だったと思います。

うちの地域でも、公園管理会の人手不足であつたりとか、防コミの人手不足とか、人口減少、少子高齢化の中で大変な状況があるんですけど、今回、王子公園に関学来てもらって、その学生さん4,000人という予想だったと思うんですけど、皆さん、そうやって地域の活動とかやって

くださるという、そんな感じで神戸市としては考えてるということなんですか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 今のところ、予定では4,000人の学生さんが来られる見込みだというふうにお伺いしておりますけれども、その中で、当然のことながら、最大といいますか一番の目的は学業に専念していただくことかと思っておりますけれども。

例えばですけども、研究のテーマの中であるとか、サークル活動であるとか、いろんな場面で地域活動に自ら進んで参加していただくということは、一定の割合の方がいらっしゃるというふうに考えております。

現段階でも関学の学生さんが水道筋商店街のほうで子供食堂をされたりとか、ほかの大学でも、海星であるとか神戸大学であるとか、そういったところが地域活動のほうに参加されたりという事例は数多くございますので、関西学院さんの学生さんも一定の数、参加していただけるものというふうに考えております。

○**委員（岩谷しげなり）** ありがとうございます。

昔、神戸市もKOB E学生地域貢献スクラムというの、あったと思うんですけど、これ、私、さっき確認したら途中で止まってて、これこそまさに言ってるのが人手不足とか地域課題解決に学生の知見を使おうということで、多分中途半端に終わってると思うので。

大学って、おっしゃったようにやっぱり学問、これ、研究して真理に到達すると、これが私は基本だと思いますので、あんまり関学とかに地域課題のいろいろやってほしいと過度に期待かけてしまったら、そういう説明で神戸市も今説明されてるから、地域の皆さんも、関学の皆さん来てくれたらいろいろやってくれるんだと、歳末警戒とか一緒にやってくれるのかなとか、そう考えてらっしゃる方もいるかもしれない。

そうなってしまったら、いざ大学が来たときにお互い過度に期待してしまったら全然そんなことないじゃないかと、どういう地域課題を解決してくれるんだといって、でも、大学は大学で学問することが基本であるという、そういう場所なんですね。

何か今の説明だと、ちょっと抽象的で、具体的なところというのが非常に分かりにくい。一昨年、私、都市計画審議会でも王子公園の用途変更について質問させていただいたときも言ったと思うんですけど、どれくらい経済効果があるとか、まだ多分精緻な数値も出てないと思うんです。そういうところ、もっと具体的、実際のところ、説明聞きたいと思っておりますので、ちょっとそういう観点からのいろいろ今後御説明というか、そういうふうには持っていけないと、私、いざ完成して今どんどん期待高まっている中で、できちゃったけど実際違うよねとなるのが一番不幸だと思いますので、その点について私のほうから申し添えさせていただきたいと思います。答弁なしで。

以上です。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

○**委員（村野誠一）** ごめんなさい、ちょっと聞き忘れたんですけど、先ほどの陳情第132号の2のほうなんですけど。

私ちょっと理解ができなくて、先ほどの答弁もあったんだろうけれども、廃止手続予定の公園施設は一部のみ公表ではなく、全てを公表すること——基本的には私過去にも言ったけれども、議会もそうだけれども、審議する上で、市民もそうだけれども、できるだけ早く情報というのは知りたいし、そういう意味で公表できるものは一部ではなくて全て公表すべきだろうと。これ、一般論ですけども、この陳情の一部、全部公表できるにもかかわらず一部しか公表してないか

ら全て公表すべきではないのかということなのか、もう1度これ、どういうことなのか、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

- 原田建設局王子公園再整備本部長** 王子公園再整備基本方針の中で、それぞれの施設におきまして何を存続させるのか、何を再整備して何を廃止するのかというのは明記させていただき、公表しております。

今回、条例、廃止のタイミングにつきましては、それぞれ廃止の時期が明確になった、めどが立った段階で改正の条例として提案させていただくということでございますので、全体のリストといいますか、それについては既に公表させていただいているといったところでございます。

- 委員（村野誠一）** だから、もうタイミングとして廃止の条例を改正するときに公表する、これは当然ですよ。公表しなかったら議論もできませんから。

今の話では、全体の廃止のリストみたいなものはもう既に公表してますということですか。そうすると、この陳情者は一部しか公表してないやないかと言ってるけれども、いえいえ、神戸市としてはもう全てリストにして公表していますということでいいんですか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長** おっしゃるとおりでございます。

- 委員（村野誠一）** 分かりました。結構です。

- 委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

- 副委員長（浅井美佳）** 長くなってきておりますが、すみません、事前通告した分プラス、少しだけプラスアルファ質疑させてください。

まずは、王子公園の現在の形に関する細やかな議論がよくこの委員会でも出るという認識ではあります。ですが、やはり今後の在り方、未来の明るい部分のお話を大局的見地、マクロ的視点の議論が本来であればもっと欲しいと強く思っています。

現在は、ビジョンの部分や大まかな計画、足元の工事方針は立てていただいている、住民への説明も真摯にしているという認識ではありますが、一般的にあるべき目標設定の中で、例えば目指していく定量部分、定量目標がまだ見えてこないのかなと思っています。

分かりやすいところと言えば、経済効果、あるいは昼夜の人口流入数などですが、まずはこういう誰もが理解しやすい明るい目標の話があれば、現状どうなるのか分からなくて非常に御不安を覚えて反対されている方々にもまちの展望を正しく理解していただい、みんなで明るい方向へ進むのではないかと思います。

そうすれば、近隣商店街、市場を含めた老朽化した物件等の建て替えや、このエリアへの投資も進みやすいのではないかと、そして行政だけではなくて官民一体となって、より一層まちの魅力を残して発展させた未来に向けたまちの話ができるのではないかと、地元灘区でもよく話を聞くところでございます。

そこで質問なんですけれども、現状、定量的な目標設定については建設局のほうではどのようにお考えでしょうか。今お持ちのものはございますでしょうか。

- 原田建設局王子公園再整備本部長** 王子公園は都市公園といたしまして市民の生活や社会活動を支える基盤となる社会資本の一翼を担うものであるということでございますけれども、その中で公園がもたらす主な効果といたしましては、例えば防災機能であるとか、環境保全であるとか、それから景観形成、そういった公園自体が存在することによってもたらされる効果、いわゆる存在効果というものと、それから一方で、実際レクリエーションであるとか休息、運動、健康づくり、コミュニティ形成など、公園を利用することによってもたらされる効果、いわゆる利用効

果というふう到大別されるというふうを考えております。

都市公園の性格上、必ずしも収益を主目的として整備するというものではないため、こういった存在効果であるとか利用効果、そういったものを経済効果測定として貨幣価値に換算するというのがちょっと定性的な部分が多く、なかなか算定が難しいというのが正直なところでございます。

このたび、基本方針におきまして5つの基本目標といたしまして、新たな原田の森の創造や王子動物園自体の魅力の向上、それから公園とスポーツ施設のリノベーションと魅力の向上、広域防災拠点の機能強化を掲げておりまして、再編、再整備を行うわけでございますけれども、この中には存在することによってもたらされる効果と、それから実際に利用していただくことによってもたらす効果、そういったものがなかなか数値では判別できないですけれども、そういった効果が存在します。そういったものを再整備を通じて大いに増進させていきたいというふうを考えております。

今後、新たなにぎわい施設の導入であるとか、動物園のさらなる魅力向上、それから公園全体をどういうふうに維持管理、効率化して図っていくとか、様々な観点で民間活力のお知恵もいただきながら検討していくことになろうかと思っておりますけれども、そういったところで周辺地域も含めた経済効果が向上するようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○副委員長（浅井美佳） ありがとうございます。

おっしゃるところの都市公園である意義などは、もちろん防災上の重要な役割・位置づけも含めて十分理解しているつもりであります。

先ほど私が定量目標と言うと、直接的な貨幣価値のみを今取り上げてくださったように聞こえたんですけれども、必ずしも定量目標というのはそうではなくて、例えば住民満足度のアンケートの結果、5段階の評価がどう変わったかというのも、どう変えていくかというのも定量目標にはなり得ますし、現在、例えば今、GDPの取り方というのも工夫していただければ、このエリア全体が今これぐらいで、これぐらいに上がる、昼これぐらいに上がるというのもそうでしょうし、人口流入・流出に関しても同じく定量目標だと思っています。

なので、必ず——もちろん直接的な効果、貨幣価値の効果も入ってくると思いますし、入れていただきたいと思いますけれども、それだけではない都市公園の魅力というものがあると思うんです。だからこそ、皆さん、このエリア全体で330億のお金をかけて、お金を私たちが預けて皆さんを信じて、発展させていただくということを信じて預けているわけなので、そこは民間の力を借りて——それはありがたいと思うんですけれども——上がるかもしれないじゃなくて、ここまで上げていくというのを目標設定していただいたほうがもっと細かい話にならなくて済むというか、細かい話はその後にしていくと思っているんですけれども、今これぐらいの経済規模がこれぐらいになるから、民間Aさん、Bさん、Cさんに声をかけていますもそうですし、まちの公園の遊具1つ置くにも、これだったら不十分だからこのパターンにするという形にもなると思うんです。

だから、必ずしも私がお伝えしているのがお金を落とす部分だけではない、例えば動物園にお金を落とす部分だけではないことを御理解いただけたらと思います。その際に、例えばエリアの考え方も水道筋全体を含めてでもいいですし、中央区のこの部分までというふうに含めていただいてもいいと思うんですけれども、この事業を私たちが皆さんに託すことでどこのエリアがどこまで発展するかというのはすごく本来であれば明るい話なんです。このエリアが老朽化してだんだん住む人も減ってって——しないでもいいですし、もっと例えば働く世帯が増えていくという、新

しい子たちがここに住み続けてきてという、本来であればいい話なのにちょっともったいないなというところではあります。

ディベロッパーがまちの計画を立てるときには、ビジョンの次に必ず経営目標を立てると思うんです、先ほど申し上げたところ。不測の事態が生じれば、コロナとか、あるいは世界情勢に伴う社会情勢の変化とか、いろいろあると思うんです。それが生じれば随時修正を加えていくというのも当たり前の話、それをたたくという人ももしかしたらいるかもしれないけれども、きちんと説明をできれば世の中は分かってくれるし、そういうふうには投資というものはなされていくと思っています。

でも、逆にそういう数値目標がないと、例えばですけど、さっき直接的な投資の貨幣の話がされてましたが、動物園の中にどれぐらいの規模の例えば売上げ、利益、収益ができる施設を誘致するのかしないのか、どういうレストランが入るのか入らないのかも変わってくると思うんです。例えば私がじゃあお店出しますというのと、いやいや、もっと今まで研究してきた子供たちの食を豊かにするという理念を持った企業さんが出店するのと全然違うわけじゃないですか。その辺ももとの数値目標がないと話ができない。そうかもしれないではちょっともったいない話だと思います。

なので、今後、計画を立てていただき、明るい話にしていきたいと思いますんですが、可能性というのは、しつこくて申し訳ないんですけれども、どれぐらいありますか。もしあるとしたら、やっぱりすぐにはもちろん動かないと思うんですけれども、1年以内、2年以内に動く可能性はありますか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** 御指摘いただきましてありがとうございます。

ちょっと貨幣価値に置き換えるという御説明になってしまいましたけれども、確かに様々な満足度であるとか、ほかの指標であるとか、それは定性的なもの、定量的なもの、いろいろあるということかと理解しました。

ちょっとどういった形で、やはり明るい未来であるとか、再整備自体の将来像であるとか、安心感みたいなのところをいかに見える化することというのは重要なこととおっておりますので、今の御意見も踏まえまして、どういった形で効果がお示しできるのかというのはいろいろと勉強させていただきたいと思っております。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

もちろんこれはすぐには動かないものだと思っておりますし、行政の事業の進め方そのものを変えなきゃいけない話にもなってくるので、すぐには難しいと思います。

ただ、今回のプロジェクトは絶対成功させていただきたい。20年後に王子の公園付近に世界中から人が来るような、そして住民もここに王子公園あるよとみんなに言えるような、そんなまちにしてほしいと本当に心から思うので、今までの在り方よりも一段階上のレベルの計画の進め方をぜひ私も要望し続けたいと思うので、引き続きお願いします。

2つ目、2年前の一般質問では、黒字化を目指していただき、何かしらの目玉が欲しいとお伝えしました。その際の答弁は、来園者が野生動物本来の行動を実際見て体験し、学びにつなげられるような取組についても鋭意検討するということでした。これは、私が千葉動物園みたいにチーターが走り回っている様子を来園者が見られるというような例を出したからだと思うんですけれども、現在、黒字化を目指すに向けて目玉等を、必要・不要も含めて御検討状況というのは伺っても大丈夫でしょうか。

○竹本建設局王子動物園長　ありがとうございます。

まず、王子動物園なんですけれども、これまでも御説明させていただいているかと思うんですけれども、役割としまして、種の保存、調査・研究、教育、そしてレクリエーションという4つの役割がございします。

社会教育施設ということから、入園料は非常に安く、600円ということになっておりまして、中学生以下、それから65歳以上、高校生も市内在住、それから市内に通学している高校生についても無料、また障害者の方も無料ということで、大体半数程度の方が無料で入っていただいているというような料金設定にまずはなっています。

動物園の役割、今言いましたけれども、このうちの種の保存、調査・研究、それから教育というような公益的な役割というのをまずは果たしていくということが大切ということもありまして、一般財源をこの中に充当しているという状況でございします。

ただ、動物園の一定の財政負担をしていただいているというのもありますので、経営面ではより効果的に、それから効率的に事業運営を進めていくということが大切であるというふうに認識しております。

その中で、今回リニューアル等、今からかかっていきますけれども、この中で動物の福祉の観点を踏まえた生態展示ということで、より動物が生き生きと活動している状況を見ていただくというような展示をしっかりとやっていきたいということ。それを見て来園者の方楽しんでいただく、そして展示の機能、それから教育プログラムなんかもいろいろ充実させまして、ハード・ソフト、しっかり充実した形で楽しんでいただいてリピーターの方も増やしていこうというふうに考えてございします。

そういった動物の1頭1頭、1種類1種類に様々な魅力がありますので、これをしっかりと伝えていくという展示をしっかりとやっていきたいということをまず考えておりまして、そのほかにもコレクションプランに基づいて動物も新たに追加しながら魅力をどんどん高めていきたいというふうに考えております。

あとは、入園者の増加を図るという意味では、しっかりと広報活動、こういったこともSNSを通じて等々やっていくということ、また動物サポーターとかクラウドファンディングも過去にやっておりますので、こういったそのほかの収益をしっかりと高めていくというようなことについても引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、王子動物園の運営に当たりましては、公立動物園としての公益的な役割というのをきっちりやりながら、魅力向上をしっかりと高めて収益力も上げていくということに努めていきたいと考えております。

○副委員長（浅井美佳）　ありがとうございます。

私、多分皆さんとはこういう議会の場以外で動物園のこと、王子公園のことを含めて10何回以上お話しさせていただいていると思うんです、任期始まって2年で。

いつも黒字化の話をすると、もちろん今まで入園料が一番の収益頭だからだと思うんですけど、いやいや、浅井先生、入園料は上げれないんですみたいな。私一回も上げてほしいなんて言っていないですよ、まず。入園料が、今この入園料だから来れてる市民の方たくさんいらっしゃると思います。だから、そこは維持していただく方針であれば、市長も答弁されてますし、そのまま進んでいただければと思うんですけれども、果たして黒字化するには入園料にしか頼ることができないのかというのは、先ほども様々な政策とおっしゃいましたが、本当に考えていただきたい

と思います。

黒字化は目指していただける、いつまでに黒字化になるとかという目標を立てていただきたいんですけども、目標を立てること自体はしていただければいいのでしょうか。

○**竹本建設局王子動物園長** 先ほども答弁させていただいたんですけども、現状、黒字化を目指す、目標としてこういったものを持つということも大切だと思いますけれども、現状からいきますと入園料が——同じ話になっちゃいますけれども——入園料が比較的安い設定になっていて、市民の方が来ていろんなことを学んでいただけるような施設であるということで、黒字化というのはなかなか高いハードルであるというふうに考えております。

ただ、効率的、それから効果的にいろんなことを発信して取り組んでいくことによりまして、今よりも公的な負担が少なくなるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

ちなみに、入園料が肝とおっしゃるのであれば、目標来場人数というのはどのようにお考えですか。今は何万人で、開園して1年後、2年後、10年後、それぞれのプランというのはお持ちでしょうか。あるいは、今ないのであれば、この2年間ぐらいで立てられる予定はありますか。

○**竹本建設局王子動物園長** 入園者数なんですけれども、全体的には減っていつている状況という、緩やかに減っていつている状況というのが続いております。

令和6年度の最新の値で74万2,000人という入場者数になっておりまして、大分施設自体も老朽化も進んでおりますし、今後、今からリニューアルが始まりますので、こういったリニューアルを機にしっかりとPRして、減っていつている入園者数を増加基調に持っていくということをまずは目標にしたいと考えております。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

74万人が74万5,000人になったとして、それは皆さんの中で成功と思ってらっしゃるのであれば、それは、例えばの話、5,000人、例えばの話ですけど、もうちょっと上を目指していただきたいと思っています。

よく例に挙げられる旭山動物園、一旦、全然王子動物園の足元にも及ばないような入園者数だったはずですよ。26万人ぐらいまで落ちたときがあるはず。そこから上野動物園を抜くぐらいのV字回復、もちろん施設規模は違うんですけども、王子よりはるかに下の入園者数だったのが上野を抜くという、そういうV字回復もあったんです。

私たち自民党会派でもいろいろ視察行かせていただいていて、皆さんも視察行っていている動物園で、同じところで黒字経営しているところ、幾つかあると思うんです。そういうところが何が優れているのか、どういう工夫がされているのかは明確にさせていただいて、ぜひ、入園者数、何万人目指すは出していただきたいと思うんですけども、将来的に出す可能性はありますか。

○**竹本建設局王子動物園長** 目標設定というのは、一定大事だというふうに考えておりますので、今後、目標設定のどのぐらいがいいのかということもありますけれども、目標設定自体をどうしていくのか、必要性も含めて検討したいと思います。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

いやいや、目標は出してくださいという要望をさせていただきます。

そして、ちょっとこれ、王子動物園、この後の国家予算要望で言おうかと思っていたんですけど、すみません、まとめてお話しさせていただきます。

先ほどコレクションプランの話もちよこっと出たんですけど、維持種となっているライオンですね。動物園といえば、子供からすると、ゾウ、キリン、ライオンだと思うんです。私の子供たちの保育園でも、この間、王子動物園に遠足に行ってきたして、お迎えの際にライオンがいなかったと何人かのお子さんには言われたんですけど、今、王子動物園にライオンはいないんです。コレクションプランでは維持種となっているんですけども、維持種というのは積極的な繁殖を行わないということですが、そもそもライオンがいなくて、どのように取扱いを考えていらっしゃるんですか。

○**竹本建設局王子動物園長** ライオンについてですけれども、コレクションプランの中で、先ほどありましたように維持種ということで位置づけております。積極的に繁殖を進めないということではあるんですけども、そういう分類ではあるんですけども、コレクションプランということで動物園にライオンを導入していきこうというのは、コレクションプランという中で位置づけているということでございます。

今すぐになかなかあるんですけども、リニューアルの中では第2フェーズになりますが、世界のネコ科ゾーンというところがありますので、こういった中に展示を計画しているということで、そのタイミングで施設整備にまた導入できないかということについて検討していきたいというふうに考えております。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

現状、大阪か姫路に行かないといけない、神戸市には2つも動物園があるのにという状況なので、ぜひ第2フェーズで考えていただければと思います。

動物園に関して、最後に、この間も別のタイミングでお話伺ったんですけども、立体駐車場のお話です。

そこに出入口が予定では、パースでは描いてあると思うんです、立体駐車場のすぐ隣。そこは、頂いた図面では出口、再入場可能となっているんですけども、再入場だけではなくて、入れるようにも検討をいただきたいと思いますが、御検討はお願いできますでしょうか。

○**竹本建設局王子動物園長** 再入場も可能にということなんですけれども、今回のリニューアルでは、ルートを一定に回っていただくというようなことを最終的にはしていきたいというふうに考えております。

それから、システム上の問題といいますか、そういうのもありますので、すぐにというわけにはいかないのかもしれませんが、一定、例えば身障者の方とか、あとはベビーカーを持って大分重たいとか、いろんなことがあると思いますので、再入場とかというのもこの中で考えていきたいというふうに考えております。

ちょっとシステムについては今後ですので、その中で考えていきたいと思います。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

最後に、ちょっと陳情いただいた点で、細かいことで大変恐縮なんですけど、確認を行政の皆さんにしたいことがあります。陳情を審議する際に——細かくて恐縮なんですけど——大切だと思うので。

関西学院大学の学生さんの新聞記事がありました。関学の学生さんは、先ほど本部長おっしゃったように、水道筋、そして市場のほうでもすごく活動していただいている、このまちをどう発展させればいいのか、子供たちが住みやすいまちにするにはどうしたらいいかと本当に日々活動いただいている学生さんグループも多いので、とてもいい印象を持っております。

陳情の中に学生さんから王子キャンパス開設への強い懸念が示されているとされている部分について、理解を深めたくて質疑させてください。

私が、ちょっと検索にはなるんですけど、記事を読む限り——去年の記事ですよ——保証人に向けて成績資料とともに学生の生活態度に関する文書を送付したという記述から始まりまして、一方で王子への移転に関して市民グループの方々から反対があると。市民グループの反対の理由の1つに学生の態度についての懸念があるという内容の記述、市民グループの意見の記載と。そのため、関学生として態度を改めなくてはならない、関学の印象を下げるべきではないという警鐘を鳴らしているというふうな認識ですが、それ以外に学生さんから計画自体への強い懸念が記載されているのでしょうか。

○**原田建設局王子公園再整備本部長** この記事の中にはそういった記載はございません。

○**副委員長（浅井美佳）** ありがとうございます。

以上確認でした。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

○**委員（村野誠一）** ちょっと私が勉強不足で確認なんですけど、今のやり取りの中で、今後、王子動物園の入園料というのは、もう値上げしない、いわゆるこの値段で今後ずっと固定するんだということが決まったんですか。決まったというか、市長がそういうふうに明確に答弁——答弁というか、公表された。だから、皆さんとしてはもうそういう考え方なのか。

私は、今、どんどん物価や人件費が上がって行って、後ほど私、しあわせの村のこともちょっとやり取りさせていただこうと思うけれども、料金というのは、そのときそのときの適正を追求すべきだというふうに私は思っているんで、ちょっと600円でもう固定するんだというふうに言ったんだったら、その固定の根拠みたいなものというのは何か示されたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**竹本建設局王子動物園長** 入園料は、今600円ということでやらせていただいておりますが、当然、そういう物価の上昇とかという中では見直しというのはあり得ることではあると思います。

ただ、今回のリニューアルに伴ってこれが大きく倍になるとか3倍になるとかというのはしませんということは過去の中でも言っております。

利用しやすい料金設定というのを動物園としてはしておりますので、今後もそういった料金を維持していきたいというふうに考えております。

○**委員（村野誠一）** だから、今回のリニューアルで料金が改定されることはないけれども、将来というのは流動的であるという、いわゆる適正化という値段、そういうものは改定する可能性もあるということですかね。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

○**副委員長（浅井美佳）** すみません、値段のところで言い忘れたんですけど、これ、要望にはなるんですけども、市民、市内・市外で料金差をつけるというのは案だと思いますし、今現状、方法があるかというとないかもしいないんですけども、ちょっとインバウンドとかと、あと市内で分けるという方法がないか、そのあたりは国との調整もあると思うんですが、ぜひその方向も含めて動いていただければと思います。

以上です。

○**委員長（伊藤めぐみ）** 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 委員の皆様に申し上げます。

審査開始から2時間以上経過しております。

この際、暫時休憩としてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、午後1時35分に開始させていただきます。暫時休憩といたします。

（午後0時36分休憩）

（午後1時35分再開）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、建設局に対する審査を行います。

第42号議案市役所本庁前地下通路リニューアル事業委託契約締結の件について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 簡単にやります。1つは、イメージ図を見ますと、座れる場所とかを地下通路につくるということなんですけど、この事業というのはどういう必要性があるんでしょうか。

○武田建設局副局長 地下通路のリニューアル工事の必要性といいますか、事業の概要について御質問があったとお聞きしました。この事業は、本庁舎2号館の再整備事業に関連してございます。2号館の再整備事業といいますのは、三宮駅周辺とウオーターフロント等をつなぐ重要な結節点、にぎわいの創出と回遊性の向上に向けた拠点として整備していくという考え方の下に、庁舎機能の再整備に合わせて、民間活力を導入して多様な機能から成る複合施設として再整備を行うということになっております。

この2号館の地下階と、当該の南北、フラワーロードの南北に通っている地下通路がつながることになっております。つなげるに当たって、2号館のビルを通じて東西にも、中央区役所のほうにも抜けられるようになってまして、南北だけじゃなくて東西方向の回遊性という機能を持つという必要の中で、この地下通路をリニューアルして、2号館の地下1階と一体的な空間につなげてしまうと。それによって大きな滞留スペース、広場と呼んでおりますが、そういった空間をつくることで、2号館の地下階と一体となった空間、高質な空間とすることでその拠点性を高めていこうとそういったものになっております。

○委員（味口としゆき） その回遊性を向上するというのは、いいか悪いかは別にしてあるんですけど、滞留スペースというのは地下に要るもんなんですか。

○武田建設局副局長 公共空間の在り方というのは、やはり民地と一体となって、人々が過ごしやすい空間をつくることで、そこでちょっと休憩するだけでも、さあ次ということでの回遊を促進する機能もあろうかと思えますし、そこ自体に座りたくなるような空間というものをつくることでやっぱり人が集まってくると。加えて、2号館に創出予定のにぎわい機能なんかと一体となると。そういう考え方で、一般的に地下通路とビルが地下階で通路でつながるとというのは従前の2号館もそういう形でありましたけれども、ここは2号館と並行してある部分が110メートルほどあります。全体としては、南北に200メートル以上あって、東西方向も入れると300メートルからのリニューアルになるんですけれど、2号館と並行している部分が110メートルほどあって、そこは基本的には全体としてつなげていくと。もちろん構造的に柱とか壁がどうしても生じますけれども、基本的には通路で横断方向にちょっとつなぐのではなくて、全体で一体化を図りたいということで検討を進めてきているものでございます。

○委員（味口としゆき） 座りたくなるとか渡りたくなるとかいう言葉が大体お好きなようなんですけど、地下で、僕はイメージ図しか見てないんで、野球の何かベンチみたいな感じで、掘り込んだ形であんなところに人が座り始めるのかなという疑問は持ちました。

それで、もう1点は、原材料の今、高騰があるので、予定額では収まるのかという点はどうですか。

○武田建設局副局長 御承知のとおり、今、物価高騰等によって工事費の増加傾向が続いておるという状況でございまして、大手の建築設計事務所がまとめて公表している建築費に関する統計資料なんか見ても、労務費の高騰ですとか、原材料価格の上昇とかいったものが続いているという傾向を把握してるところでございまして、今後、着工となるこの事業に対しても影響が出てくるということが予想されるところでございまして。ですので、その予想されている現状を踏まえて、これから詳細設計を行いますので、その詳細設計の中で、引き続き事業費圧縮に努めていくという姿勢で臨んでいこうということでございます。

○委員（味口としゆき） 渡りたくなるほうは、結局、予想以上になって、1回工事止めたという経緯があったでしょう。やっぱり座りたくなるほうもそうなるというようなことでは困るわけで、都心や三宮の再整備ということにかけて、これだけでも22億円の巨費が投じられようとしてますので、この使い方は我々としてはちょっと承認できないというふうに感じてます。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、第43号議案神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、第44号議案山陽新幹線新神戸駅構内新砂子橋補修業務に関する基本協定締結の件について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、報告事項、令和8年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、建設局関係分について御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 今日は絞ってやりますけど、大阪湾岸道路の西伸事業だけ聞いておきたいと思います。

これ、予算議会でも本会議でも委員会でもやったと思うんですけど、今回の要望は、必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すことということで、この具体的なスケジュールというのはここだけは僕同感なんです。それで、もともと5,000億円の総事業費で、物価高騰や一部見直しで1,700億余り増加するということなんですけど、これは3分の1ぐらいの区間で1,700億円プラスされるということなんで、今後を考えるとちょっと恐ろしいなという面もあるんですけど、見通しはどういうふうに持たれてますか。

○新見建設局湾岸・広域幹線道路本部長 湾岸西伸部でございしますが、これは3号神戸線の渋滞の抜本的な解消を目指すという非常に重要な道路でございまして、神戸市としても一日も早い完成を望んでいるというところでございます。

今、御指摘の増額については、昨年12月に、事業者である国交省のほうから1,740億の増額というのが示されたところでございます。それは、現在工事にかかっているところから判明したと

という言葉でございましたので、今、委員御指摘あったように、3分の1ぐらいでというお話だと思うんです。残りの部分については、まだ精緻な事業費算出の精査は行われておりませんでして、今現在、これから事業の進捗に合わせて精査がなされるというふうに事業者から伺っております。

我々としても、当然、昨今の物価高騰を懸念はしております。同じように増えていくことを丸々そのままよしというふうには考えておりませんので、事業者に対しては、さらなるコスト縮減を当然求めてまいります。あと、この国家予算要望にもちょっと書いてございますが、やはりネットワークを早くつなげたいという思いもございますので、やはりコストを縮減していきながら、より早いその実現を目指していく必要があるということも含めまして、暫定4車というようなことも書いておりますが、ある意味大胆なコスト縮減も含めて、国のほうには検討していただきたいと要望しております。

それから、スケジュールについては、やはり目標の設定というのが我々も欲しいというところはございます。いろいろな政策がこの湾岸西伸部にはぶら下がっておりますので、やはりめどをつけたいということで、これについては常々要望しておりますが、現時点ではまだちょっと見通しが立っていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 僕それでいいのかなという感じしてるんです。結局、国の事業ですから、基本は。ほんで、自治体、県や市が6分の1ずつでしたっけ、負担するというのは、これは、増加分もずっとそのスキームは守らないといけないということになってるんですか。

○新見建設局湾岸・広域幹線道路本部長 現時点で国のほうから1,740億の中の、これ有料道路事業と直轄事業の合併事業ということでやっておりますが、その内訳については、まだ明確に決まっていないというお話を伺っております。

私どもとしましては、やはり早期のネットワーク接続のためには、有料道路事業を最大限使ってほしいと、これは常々申しておりますので、この件につきましても、有料道路の最大限活用を求めていると考えております。

○委員（味口としゆき） いずれにしても必要な事業だと、ここはもう意見が違うので今日はやりませんが、必要な事業だと認めた場合も、何か青天井で、もう幾らでも加算していくんだという方式は、やっぱりちょっとどうかなと思いますし、それを自治体の負担にするということにはやっぱり合理性はないというふうに僕ら思いますので、意見として言っておきたいと思います。終わります。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか
（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、報告事項、市立自転車駐車場のあり方検討委員会の設置についてに関して御質疑はございませんか。

○委員（味口としゆき） 文章を読ませていただいたら、時代の変化に応じた様々な課題というふうに書かれてるんですが、この時代の変化に応じた様々な課題とはどういうことを想定しているのか、まず示していただけますか。

○畑中建設局部長 様々な環境の変化というのがございます。まず、利用者のニーズというのも大きく変わってきております。例えば、利用したいにもかかわらず、ちょっと料金が高いとか、そういうところもある中で、いかに使いやすい料金にしていくか。あるいは、その地域の実情に応じた駐輪場の整備の在り方そのもの、そのほか、労働者の不足とか最低賃金、こういった急激な

上昇がございますので、今後の維持管理、こういったものをどうしていくのか、こういったものをそもそも将来の中で考えていく必要があるかと思ひまして、このあり方検討会というのを立ち上げているような次第でございます。

以上でございます。

- 委員（味口としゆき） 1つ、まず全体の要望としては、今、使いやすい料金というふうにありましたんで、利用者とか市民の意見というのはやっぱりしっかりと、この有識者委員だけではなくて、やっぱり利用者の意見がきちっと反映されるような検討委員会にしてほしいと思うんですが、その辺りいかがですか。
- 畑中建設局部長 確かに今回、実際、利用者からの意見を捉まえるというのは非常に重要と考えてございます。そういった中で、今回のあり方検討委員会の中では、現在の地域の実情を把握するために、オブザーバーとして、今後の利用の中心となる世代の大学生、あるいは、地域活動として駐輪場運営している地元団体の代表者、こういった方に入っていただくとともに、利用者アンケート、2万件ほど考えておりますけども、そういったアンケート調査、こういったものを実施して、幅広い意見を聞くことで、地域の実情を踏まえた議論をしていきたいと考えてございます。
- 委員（味口としゆき） 2万人のアンケートというのは、駐輪場を利用している人に何か紙を渡すのか、今だったらQRを渡すのか知らないけど、そういう方式で利用者にとっていくということですか。
- 畑中建設局部長 実は昨年度からになるんですけども、定期券を購入する前に、ウェブ定期券サービスというものを我々神戸市では発足させていただきました。その中で定期券、全てウェブサービスのほうに移行しておりまして、2万人ほど利用されています。当然メールアドレスを登録されている方もいらっしゃると思いますので、その方々に我々からアンケートを配布いたしまして、メールで回答いただくと、そういう形で今はまだ考えているような次第でございます。
- 委員（味口としゆき） あり方検討委員会がどういうところに導こうとしているのかとかいうことももうちょっと市民に知らせる必要があるんじゃないかと思つてて、懸念されるのは、1つは料金の値上げです。それで、地下駐輪場なんかも、うち、六甲道なんかに造っていただく。これ自体は駐輪場不足解消するのに僕はいいなと思つてるんですが、しかし、それに伴って、上質な駐輪場になったから値段も上げますということではやっぱり、先ほど言われた使いやすい料金というところから離れていくと思うんで、料金値上げということは具体的には考えてるんですか。
- 畑中建設局部長 まず、料金の話をする前に、神戸市での駐輪場の経緯を少し御説明差し上げたいと思つてます。自転車は、市民にとって非常に重要な交通手段であることから、駐輪場整備、こういうことに関しましては、私ども重要な施策と位置づけてこれまで取り組んでまいりました。当初、駐輪場、これは無料で整備されてきたものでございますけども、乱雑に自転車が置かれているような事態が生じた駐輪場におきましては、有人による整理の必要性、こういったものが発生してきました。そのため、順次有料化を実施した経緯がございます。

一方で、その後の状況の変化を見ながら、利用者が少なく、駐輪場の収容台数が十分にあり、無料化による利用者の増加に対応できるもの、例えば、有料を無料にした場合、これまでの経験上申し上げますと、利用台数が3倍ほど増えてくるというような知見もございます。こういったものから、こういった条件を満たす一部の駐輪場においては、再度無料化したようなこともございます。なお、この令和7年4月には無料化試行中であり、管理運営上も問題がないと判断しま

した8か所につきましては、無料駐輪場として位置づけました。

そういった中で、この料金の話になってございますけれども、この将来的な維持管理費、やはり最近、労働者不足とか最低賃金の急激な上昇、あるいは新型コロナを契機とした働き方の変化、こういった著しい社会情勢の変化が生じてきているのは事実でございます。

そういった中で、今後の管理運営に大きな影響を及ぼすことも懸念される中で、我々が持つておる経験則・知見だけでは乗り越えられないような時代になってまいりました。そういった状況で、このあり方検討会を開きまして、専門家の方々の専門的な知見を踏まえて御審議していただくと考えているような次第でございます。

今、御質問のありました料金に関しましては、将来的には維持管理費、特にこの維持管理費の中で大きく占めておるのが人件費という形になってございますけれども、増大していくことが見込まれるといったことから、まずは、このあり方検討委員会の中で、まずはコスト縮減策、これは例えば省力化とかD Xの推進、管理運営の効率化、こういったものが考えられるかと思っておりますけれども、こういったものについて、まずは議論していただきたいと考えております。その上で、利用者目線で持続的に市民サービスを提供できるよう、あり方検討委員会を踏まえまして、市としての方針を出してまいりたいと考えているような次第でございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 料金の値上げ、これはやっぱり今の市民の暮らしいうのはほんまに大変です。物価高騰もあって大変なんで、これはもうしないしてほしいと思うんですが。

もう1点、無料の駐輪場を8か所増やしたとおっしゃったかな。今、市内の駐輪場のうち、どういうところに無料の駐輪場は分布してるんですか。

○畑中建設局部長 今現在、市営駐輪場で申し上げますと、有料の市営駐輪場は42駅、無料の市営駐輪場で申し上げますと34駅ございます。この34駅の無料化の中では、やはり北区・西区とか、ある程度収容台数が多いもの、利用者の数が少ないようなものが中心となっておりますけれども、一方で、既成市街地の中に関しまして、駐輪場の収容台数と利用者がつり合っているような駐輪場、例えば、石屋川駅とか西灘駅、阪神春日野道駅、こういったものに関しては、無料で今現在も運営しているようなそんな状況でございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 私が質問することを想定したかのように、石屋川と西灘を言われたわけかと思っておりますけど、さらにやっぱり広げていただきたいし、やっぱり格差があるという声もあるので、さらに広げていただきたいと思ってます。その際に、例えば、J Rであるとか、阪急・阪神であるとか、その駅を大体使うために駐輪場というのはあるわけで、そこからほかのところ行くやろうという論もあるかもしれないけど、そんなん調査したら大体分かりますから、市民負担だけではなくて、特にJ Rなんか本当自分のところで駐輪場もうちょっと造ったらどないかなと、私常々思ってるんです。阪急もそうだけどね。そういう考えはないんですか。

○畑中建設局部長 駐輪場を整備する上におきまして、自転車法という法律に基づいて駐輪場を造っているわけですが、行政の役割と鉄道事業者の役割分担という形で、それぞれ責務が法律上決められております。

我々行政にとりましては、駐輪需要の著しい地域とかに関しまして、駐輪場の設置に努めるものとするということが法律上位置づけられております。一方、鉄道事業者に関しましては、行政が整備する駐輪場の設置に積極的に協力しなければならないといったことが法律上規定されてい

るような状況でございます。

そういった状況で、神戸市の場合におきましても、ＪＲからいろいろ協力を得ています。高架下の駐輪場、例えば、六甲道とか該当するかと思いますけども、そういったものを駐輪場として、市営駐輪場として貸していただいているとか、そういった事例はございます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） そうなんだけど、六甲道のあそこの駐輪場は有料やからね、そういうのをやっぱりそれは使ってもうとうわけやから、ＪＲから言えば。もうちょっと市民の負担を減らすような方向で事業者と神戸市が話しするいうわけにはいかないんですか。

○畑中建設局部長 先ほど有料と無料化する場合の考え方の整理をさせていただきましたけども、やはり無料化するような駐輪場というのは、きちっとやっぱり区分けすべきだろうと思ってます。やはり無料化してしまうと、利用者が増加するという形、先ほど申し上げましたように約３倍増加するような知見を神戸市として持っておりますので、そういった状況で、例えば、今、高架下の六甲道とかを仮に無料化した場合に、恐らく収容台数をキャパオーバーするような形が考えられますので、いわゆる秩序ある利用環境が保持できないだろうと考えておりますので、そういった状況から、無料にできるような駐輪場、あるいは有料化のまま適正な管理をしていくような駐輪場、そういった仕分、役割分担をしながら利用していただく形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員（味口としゆき） 何でもそこにひっかけて言うわけじゃないけども、王子の場合は、駐輪場の問題は大学に任せますわ言うて、マナーはそういう問題として整理されてるのに、駅前の駐輪場だけ秩序が乱れるからお金取るというのはちょっと僕は何か整合性ないないふうにお聞きしましたが、いずれにしても、全部無料にするかどうかはともかくとして、事業者負担はここまでだというようなことで、できる限り市民負担を減らしていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

○委員（村野誠一） ここに、オブザーバーで学生の参加とか、ＮＰＯとか、駐輪場の業界団体とあるけども、やっぱり子育て世代の方々もよく子供を乗せて自転車で移動されてるわけだけけど、そういう方々の声もしっかりこれ入れていただきたいんです。利用者アンケートの実施というのは大体こういうことする、あり方検討会になるとアンケートはやるんだけど、アンケートの回答率であるとか、本当にそれがサイレントマジョリティーというか、実際お母さんたちも忙しいから、一々神戸市のアンケートにきちっと皆さん答えてるかといったらそんなことないと思いますんでね。工学の研究、工学の何か教授さんとか、環境の准教授さんとか、工学研究科、これも准教授さんとか、あと弁護士・公認会計士でしょう。最終的に時代の変化があって、このままではなかなかやっていけないから、抜本的に在り方のほうに投げる。よく神戸市としてこういうパターンがあるんだけど、やっぱりまちづくりというか、市民が使いやすくなったり、また、先ほど言った子育ての方々が移動してぱっと止めて、建設局が一方で作ってる自転車道とか、走ったら止めないと、そこから離れられないわけで、やっぱりいろいろまちの活性化にもつながってくるわけです。移動して止めて何か消費するとか、経済活動を行うとかね。そういう意味で、単なる既存の駐輪場の、それこそ在り方というか、どうするのが持続可能かとかというその消極的——私はだからそういう意味ではそれを消極的と捉えてるんだけど、まさにその人が、お母さんだけではないけど、学生も含めてやけど、流動する、そういう攻めの装置としてこの駐

輪場というものを考えて、どこに設置するか。だから、今までの設置場所だけではなくて、もっとこう設置をしていくとか、何かそういう大きな視点で考えていただきたい。単なる学者さんばかりが議論して、そういうような発想が出てくるのかなというのはちょっと私も疑問なんだけれども、これ諮問するのは、市長が諮問するんですか。それとも建設局長が諮問するんですか。質問です。

○畑中建設局部長 諮問に関しては、市長が諮問するような形になってございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 市長の諮問機関になるわけですね。これ年に4回程度開催ということやけれども。我々市民から直接意見を聞くけれども、市民から選ばれて議会で仕事してきて、割とこの駐輪場問題なんかというのはそれぞれの選挙区で、過去からいろいろと問題意識も持ってるわけだけど、この議会の意見というのは、これ完全に、諮問の最終的な答申が出るまで、議会にはその中間報告みたいなものも出さない。例えば、その所管の常任委員会なんかにも出さないというやり方をやるのか、この年4回というふうに分けられているけれども、第1回はこういうことでこういうことをやりました。こういう意見になりました。または、第2回はとって、議会と双方向というか、我々議会もその諮問の中身に対してコミットができるのか。それとも、一切議会の意見は、もう答申が出るまではクローズですと、そういう形になるのか。どうですか、その辺は。

○畑中建設局部長 議会との関係性の問題でございますが、委員御指摘のとおり、議会の御意見をいただくことは非常に重要と我々考えてございます。このあり方検討委員会の会議資料及び議事録の取扱いにつきましては、原則公開でありますので、まずは開催ごとにホームページにおいて公開することを予定しております。

そのため、まずは、このあり方検討委員会と常任委員会、どうしても開催日時が合わない場合もございますので、あり方検討委員会の開催後には、常任委員会に対しまして、ホームページに掲載した旨をお伝えすることを考えてございます。その上で、常任委員会の御報告につきましては、ある程度の方向性が定まってきた段階で適宜行ってまいりたいと考えております。そこでの常任委員会での意見をあり方検討委員会にフィードバック、お伝えするような形にさせていただいた上で、最終的な答申を神戸市のほうにいただきたいと思いますと考えております。神戸市のほうにその答申が出てまいりましたら、再度、常任委員会に御報告させていただいた上で、市としての方針を出してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（村野誠一） ありがとうございます。いろんなやり方があるだろうと思いますが、方向性がずっと一方だけではなくて、例えば、議会からも過去にこういう課題があった、ああいう課題があった、学者さんでは気づかない、やっぱり皆さん選挙区持ってますから、そういう声をそこにに入れていくと。そういったものも踏まえて、またこの中のあり方検討会の中で議論していただくということが重要かと思っておりますので、よろしくお願いします。今のやり方でいいんじゃないかと私は思いました。ありがとうございます。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますか。

○委員（岩谷しげなり） 今の議論をお聞きして確認したいのが、このあり方検討会というのは、もう今ある既存の駐輪場の在り方、そういう利用実態とか、そういうものを検証していくのか。それとも、新設していく、新しいところも含めて検討していくのかという点だけ確認したいと思

います。

- 畑中建設局部長 両方でございます。当然今ある駐輪場、これを維持管理どうしていくのかという話もありますし、一方、この既成市街地、駐輪台数が不足しているようなところがございます。やはりこのアンバランスがあるかと思うんです。この駐輪場配置の、そういったところに関しましても、このあり方検討委員会で御議論していただいた上で、将来、神戸市としてどのように計画的に駐輪場、不足しているところに関しては設置していくのか。そういうところに関しても知見をいただきたいと思っておるような次第でございます。

以上でございます。

- 委員（岩谷しげなり） ありがとうございます。つい先日も、商店街の周辺とかでも駐輪場がなくて、道路上に止めてるということで、道幅が狭いから、御高齢者とか子供たちも歩くとき大変だとか、繁華街のほうでもやっぱり止めるところがなかなかなくて、駐輪場はあるけど、離れてて、行ってみたものの、もう満杯で入れるところがないと。だから路上に止めてしまうんだという御相談がつい最近もありまして、今、御答弁いただいたように、利用実態とか、あと動線とか、人口密度とか、リソースも限られてますから、どこに力を入れて、ちょっとある程度人口減少してる所なんか減らしていくと、ダウンサイジングしていくみたいな、もちろんそういうところも検討していただけるのかなという、最後確認なんですけど、あとこれ、検討委員会、全4回開催ということで、4回だけでそういう細かいところまでいけるのかという懸念もあるんですけど、その点含めて最後お聞きしたいと思います。

- 畑中建設局部長 取りあえず今現在では4回という形で、最終的には答申まで持っていこうとは思ってございますけれども、やはり議論していく中で、もう少し詳しいデータを基にして分析していかないといけないとかあろうと思います。そういった場合におきましては、4回と限らず5回とかいう話もあろうかと思いますが、今現時点では4回という形で考えてございます。

以上でございます。

- 委員（岩谷しげなり） ありがとうございます。先ほど村野委員に対する御答弁でもあったと思うんですが、せっかく議会もあるわけですから、各選出議員もいるわけですから、こういうあり方検討会というのは非常に重要な機会だと思いますので、ぜひともそういう細かいところとか、各区の事情とか含めて、よりよい自転車の――神戸市は自転車の利用促進やってますから、そういう点も含めてぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

- 委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

- 委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、報告事項、工事請負契約の締結についてのうち、建設局関係分について御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（伊藤めぐみ） それでは、次に、この際、建設局の所管事項について御質疑はございませんか。

- 委員（村野誠一） ちょっと4問ありますので、順番にやらせていただきたいと思います。

まず、クリーンステーション。クリーンステーションは、大体建設局が所管する歩道に地域住民の方々が占用させていただいて、そこをクリーンステーションとして、環境局がごみを収集す

るという制度になってます。

今回、環境局が新たにクリーンステーションの簡易な清掃とか、それから、ネットの片づけを今年度からやっていたいようになっています。昨年度か、昨年度にね——私も本会議等でそれをお願いしてきた立場上、須磨区の事業所にも足を運んで、今までしなかったことを職員の方々にやっていただくわけですから、ぜひ改めてお願いをしたのと、それから、1年間通じて須磨区でどのような課題とか、皆さんの意見を直接聞かせていただこうと思って、現場の声を聞かせていただきました。その中で、市長も時代に合ったクリーンステーションの在り方とか、ごみの管理の在り方とか、それもあり方検討会をたしか立ち上げてやったと思いますけれども、今後やはり、クリーンステーションを分散していかないといけないというのも、環境局としては大きな方向として持っています。というのは、市長も本会議で答弁していたと思うけど、1つのクリーンステーションにごみがかかなり多くてあふれているので通行の妨げになるとか。それから、走行車両の妨げになったりとか。

それから、新たにカラスの問題というのもずっと古典的にありますけれども、今、カラスよけネットだけではなくて、カラス対策のボックスというのを民間が作っています。これも本会議で私ちょっと紹介したけれども、まだ高価なんだけれども、ただそれはもうかなり劇的な効果をもたらします。単純に言ったら箱ですから、ネットだったらカラスがついばんで、またごみが散乱するという事は各所に見られるんだけれども、そのボックスの場合はもうしっかりごみが入りますから、カラスもいたずらができないので、今までごみが散乱してたところが、そのボックスを置くと、全くカラスの被害がなくなった。そういうことで、うちのマンションも早速、環境局から1度お借りをして——これは環境局が貸出しをやってるんですね。皆さん1度、カラスでお困りなところは使ってみてくださいと貸出しをしてもらって、これは画期的だということで、高かったけれども、マンションの管理組合と相談をして、2基、だから8万円ぐらいですけれども、16万で2基買って、今、全くそのカラスの被害はなくなりました。

このボックスというのは、先ほど言ったように皆さんも御存じだと思いますけれども、環境局の方々は順番に収集していくわけで、カラスが散らかせば、その散らかしたところも収集しながら簡易な清掃をして、収集をずっと回っていかないといけないわけです。散らばっていると、当然そこを通行されてる方々もそうだけれども、ごみが散らかってる、カラスに荒らされたままで、早く環境局に取りに来てもらいたいと。でも環境局の職員は順番に回ってますから、言ってもそれは簡単にはそこだけ取りに行くことができないんです。このボックスというものを実際に置くと、先ほど申し上げたように、カラスがいたずらできませんから、環境局の職員の負担の軽減にもつながるわけです。散乱してませんから、ごみを速やかに収集して次に回っていくことができる。それから、先ほど言った市民、それから通行者の方々も、カラスのために何かペットボトルで光るようにしてとかいろいろと苦労されてるけれども、ごみが散乱して汚いと思いながら通行するようなこともない。私の近所なんかでも、カラスがごみを荒らすと歩道上に散乱してますから、通学路であったって、一般の歩行者であったって、そのごみをまたいでいかないといけないとかというところもあります。一方で、全ての場所においてこのカラスボックス、画期的なものなんだけれども、これを置けるかという、道路の歩道幅員の問題があるので、これは折り畳みができますので、折り畳んだ状態であれば、歩道幅員なんかに干渉することはないんだけれども、しかし、今言ったように、ボックスを簡単に組み立ててごみを入れた状態になると、そこに今までたくさんごみがあるところをボックスに収めようとすると、1つだけではなくて2つ3つ置か

ないといけなくなってくるわけです。そうすると、道路幅員を埋めてしまいます。道路幅員では収まらなくなってしまうので、だから本当はそこにボックスを置きたいけれども、ここの道路幅員では実際にボックスは1個しか置けないから、厳しいとか。そういう道路幅員とごみの量という問題もあるんです。

そういうこともあって、それだけではないけれども、ひまわり収集の問題もある、超高齢社会ですから。今、例えば、須磨区だけでも、ひまわり収集、数字正確にちょっと忘れてしまったけれども、一定数収集してます。これについては、ますます超高齢社会ですから、もっと基準を緩和してくれという声はいろんな議員さんからも出てるはずです。私はそれには該当しないから、でも実際にはあそこのクリーンステーションまでごみを持って行くのが大変なんですと。でもあなたは該当しませんから取りに行けませんというようなね。でも実際に超高齢社会でどんどん高齢化が、年齢が上がって行って、困難になっていく、歩行が困難になっていく。ごみを持ってクリーンステーションまで歩くことが困難になっていくとなると、物すごい遠い距離歩くとなかなか難しいです。だからといって、ひまわり収集やってくれと言っても、なかなか該当しないとか。じゃあ他都市みたいに戸別収集やってくれと言っても、今の神戸市の方針では戸別収集までは考えていませんから、そんなことを考えたときに、1か所だったけれども、やっぱりもうちょっと分散をして、それこそ距離を分散して、全て言わなくても分かると思いますけれども、市民がごみを、現実的に超高齢社会に合ったごみを出しやすいようなクリーンステーションを設置しよう。そうすると、適地というのが、どこでもクリーンステーションを簡単に設置できるかというところではないわけです。いわゆる収集車がそこで止められるかとか、そこで回転ができるかとか、それから、収集してるときに、歩行者の邪魔にならないかとか、事故が起きないか、いろいろ総合的に判断をして、自治会と、それから環境局が、ここだったらクリーンステーションとして適地やということ。当然やけれども、歩道上であれば、または車道であれば、建設局さんが占用の許可を出すか出さないかということは前提にはなりますけれども、そういう形になってます。

ここは磯馴通り、磯馴町5丁目2-25とあって、須磨シーワールドに続く道です。海浜公園駅からそのままずっと南に下りていく道のところに、ここのちょうど角がクリーンステーションだったところ。やはり改めてここは観光客の方々も通るから、ごみが車道にあふれててもいけないので、自治会としても、ここに、側溝に蓋をかけていただいたんです。これは、歩行者が、観光客がここにはまるとか、通行する方がここにはまって危ないから、はまるかも分からないから、危ないからということで側溝をかけてもらったんだけど、ここのグレーチングの部分、ここについては、見えますかね、もう多分聞いておられるから分かると思うけれども、これグレーチングなんです。ここまでは建設局が蓋をかけてくれたんです。地元の自治会は、先ほど言ったごみの問題もあって、車道にごみが出てるよりも、このグレーチング、ここに蓋をかけてくれると、単純に言ったら道路上にごみが出るのを――道路幅員を確保できるわけです。この溝の上もちょっとごみが置けるから、できるだけ道路上にごみがいけない。そうすると通行の妨げになりにくいということもある。それから、ここは観光客が通りますから、そういった意味での景観の部分でも、できたらここにグレーチング、蓋をかけてほしいということを自治会としてもお願いした。

前後するけど、環境局としても、ぜひここにグレーチングをかけてもらいたいんだということ、環境局としてもお願いをしたんだけど、建設局としては、ここの部分は、いわゆる人がはまる部分については蓋をかけますけれども、このグレーチングの要望、だからそのごみ行政に

については、乱暴な言い方するけど、ごみ行政については協力できませんと、協力しませんということで、蓋をかけてくれなかったわけです。環境局が独自でグレーチングをここにかけたんです。唯一ここは建設局も把握してるところです。だから、自分たちがかけてくださいと環境局からも自治会からも言われたけれども、建設局としては協力できません。ごみ行政については協力できませんということで協力をしなかった。環境局としては、地元の自治会困ってますから、私たちがここにかけさせてもらいますという形ではめたらしいです。1回はめたときは、もっと汚かったらしいです。DIYですから。環境局の事業所が独自で市民・自治会のために何とか——建設局が協力してくれないから、でもここにごみを寄せたほうがいいからということでやったんだけど、それがあまりにも汚かったということで、自治会からもクレームがあって、こんな汚いグレーチングということで、やっぱり建設局にも多分お願いをしたんだけど、それでも直してもらえなかったということで、環境局として改めてちょっとやり替えて、それでも素人仕事というとな、彼らは一生懸命やってますよ。だけどころこういう形になって、今はこうはまってるということです。

私は何が言いたいかというと、皆さん方の側溝に対する考え方というのは、私それなりに理解してるつもりです。理解というか、私と考え方は違うけれども、皆さんがどういうふうに主張してるかということは理解してるんだけど、縦割りを廃するというのを市長は言ってるわけけれども、明らかにこのごみ行政というのは市長も本会議で、私はごみ行政についてはすごく関心を持っています。だから、自分自身で環境局の職員からも意見も聞きましたであるとか、あり方検討会についてやってますと、本会議等でも結構市長自らが言ってる。これはまさに自治会が何とかここにお願いをしたい。生活してれば当然もう釈迦に説法ですけど、ごみが出るわけですから。直営で税金を納めて、神戸市としてごみ行政、収集業務をやってるわけですからね。そういった意味で、これ建設局が、一般会計ですから、建設局のお金でやるのか、それこそ環境局がこれから予算要求して、それが認められて、こういうところ、側溝に蓋をかける必要があるところ、建設局がかけてくれないところは環境局が蓋をかける。でも基本的には側溝を所有してるのは建設局ですし、それから維持管理してるのも建設局ですから、やはり建設局が直営部隊持ってますから直営でやるのか、業者に依頼するのか分かりません。だから環境局が仮に業者に依頼したって、それは建設局から依頼を受けてるような同じ業者だろうから、きちっとやっていただけるのはやっていただけるんだろうけれど、立てつけ上、建設局が維持管理してるんだから建設局が協力して、そこについては公益性があるから、ごみ行政に協力しますと、蓋をかけましょうという形でやっていただいたら、こうやってDIYみたいに、そのの景観上とか、がたがたやとか、例えばそういうことはなくなるわけです。これはまだきれいにはまったほうです。きれいにね。ここは明確に建設局に断られて、環境がやったところです。

一方で、ここの緑が丘2丁目31-6とか、西落合2丁目3-10、これは建設局は知らないところです。今回、私質疑するから、環境とやり取りして、皆さん方もそれ聞いてますということかも分からないけれども、その当時は知らないことになってます。これ、写真で見ていただいたように、グレーチングのところにもた鉄の板が張ってる。それから、ここはグレーチングの下に——これなんかはひょっとすると建設局は容認できないと思います。この側溝が生きてるんだしたら、これもう水流れませんから。この下にブロックを引いて、グレーチングを乗せている。これは、なぜ環境局がこういうことをしたかという、先ほど申し上げたように、その場所その場所によっても多少の違いはありますが、自治会から要望があったり、自治会として、先ほ

ど言ったように、ごみをできるだけ車道ではなくて寄せたいというようなもの。そういうこともあって、でも建設局としては——ここはだから環境は建設局に改めてグレーチングを引いてくださいとは言わなかったそうです。ここでも断られてますから、明確に。そういう観点では、建設局としては協力できませんと、ごみ行政については協力できませんと。ただそれを明確に局長が言ったか、担当部長が言ったか分かりません。ただ、環境局としてはちゃんとやり取りはしてますから。ちょっとその辺は、やはり協力してやるべきなんではないかということなんです、要は。こんなDIYみたいなね。ぜひ縦割りを廃して、このごみ行政についても建設局も一緒になって、同じ神戸市ですから、それから、サービスを享受するのは市民、自治会、それから、先ほど言ったようにスムーズにごみを収集できれば環境局、それから、スムーズにごみを収集できれば、ごみの収集のスピードって上がるんです。遅ければ遅いほど皆さんとしてはごみの、ここにごみがあるとどまっている、匂いがといて苦情も起きるわけですから、そういった意味では、ぜひ協力していただきたいと思うんですけども、皆さんのこのグレーチング、このごみ行政に対する建設局の協力体制とか、この辺についてどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○武田建設局副局長 クリーンステーションの件で御質問いただきまして、まず最初に、いろいろと御説明いただきまして、すごく現場のこともしっかりと見ていただいているということを委員の説明の中で感じたところですが、クリーンステーションそのものは大変公益的な機能を持つもので、市民の生活に不可欠なもので、我々としても、道路を管理する立場としても不可欠なものという認識の下に、そういった御相談には応じてきているということを最初に申し上げておきたいと思います。

事実、冒頭にも委員おっしゃいましたけども、道路上のクリーンステーションばかりではないんですが、道路上のクリーンステーション、1万2,000か所程度あると。正確に把握したリストがあるわけではありませんけれど、1万2,000か所程度あるというふうに把握しておりまして、その設置については、我々も市民生活に不可欠なものとして道路上で収集いただいていると。例えば、先ほども御指摘のあったネットですとか、折り畳みボックス、これについても歩行の障害になるとか、車の通行の障害になるという視点もありますけれど、歩車分離されたところばかりでもありませんので、ただ、ごみ収集時間帯の一時利用という管理をしていただきますので、そういう利用であれば問題なしということで使っていただいているという状況であります。もっと言えば、常設をどうしてもしなければならぬといった案件があったとしても、それが斜面地とか、通行の支障がなければ、やっぱり使っていただいているという対応をずっとしてきておるところでございます。

それと、先ほど側溝の蓋がけの件でのお話が基本にあるのかと思いますけれど、側溝の蓋がけについても、我々としては、それはごみステーション、クリーンステーション設置のためであっても使っていただいていると、使っていただくという方向で対応してきているということが事実でございます。

ちょうど磯馴町の例を出されましたので、あまり細かいことを申し上げると、環境局と我々の中でしっかりと連携して調整すべき案件が多分に含まれますので、ちょっと恥ずかしい気持ちも今湧いてますけれど、あそこの案件は、クリーンステーションを移設するというときに、蓋がけができないかという御相談があった際に、これ一般論ですが、そもそもクリーンステーションのための蓋がけ以前に、ここは道路の幅員が狭いということが、その御要望をきっかけに、御相談

をきっかけに分かった際には、道路管理者として、交通の安全を守るという視点で、自ら蓋をかけるということもございます。磯馴町はそういった事例です。その際には、道路交通の安全上の範囲内で、我々としては整備するということを実施したという事例になります。その際、どうやら、これも委員もおっしゃいましたけど、収集のルートですとか、収集の際の駐車場所とかという関係で、蓋がけの延長が少し足りなかったと、もう少し長い方が円滑な収集につながるというようなこともあって、道路管理者としてできる範囲は精いっぱいやったというところで、自ら設置のほうに動かれたという経緯がございます。そう認識しております。いずれにしても、市民生活に不可欠だということを前提に、現場で個別の確認をしながら進めておると、こういう姿勢で取り組んでるということをやまずは御理解いただけたらと思いますし、今後もきちんとそういう姿勢でやっていきたいというふうに思っております。

○委員（村野誠一） 基本的に、今後きちっとこういうようなこと、これを改善していただけるのであれば——これだからDIYです。西落合2丁目3-10、これ見ていただいたら分かるように、グレーチングの下にブロックを引いてます。これ、これでいいですか。いいわけないですね。環境局に撤去してくださいと、グレーチングも撤去してくださいと。そうなのか、これ委員会で環境局がぜひお願いしたいと、我々がきちっと正式に、そこが改めて側溝の機能、グレーチングを引いても、側溝の機能が損なわれないということであれば、そういった公益性、ごみの収集、自治会や環境局、そのごみの行政に対して協力をしますから、我々として、そしたらきちっとしたグレーチングかけますと、そういうふうにしていただけるのか。その辺お答えいただきたいと思います。本来だったら建設局、当然やりませんよね、こんな放置できませんよね。ここでけつまずいたというたら、これは誰の責任やとか、いや管理者は建設局やと。でも知らなかったで通用するのとかかね。ここでけつまずいてけがしたと。ちょっときちっとその辺は改めて今後も協力していただけるということなんであれば、こういうところもぜひやり替えていただきたいというか、環境ともっと調整して、やはり環境局としてここはグレーチングがあったほうがごみの収集がしやすい、また自治会としてもそのほうが助かるというようなところは——何度も言うように、側溝の機能を損なうということがないというのは前提です、それはよく分かってます。それやったらそこはもう水が流れなくなりますとか、側溝の機能を損ないますということであれば、それは仕方がないかも分かりませんが、そうでないところについてはきちっと協力してやっていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○武田建設局副局長 まず、前提として、委員御指摘のとおりでございます。現場で見て、設置者不明でその状況があれば、周りに設置者が見当たらなければ、我々としては、直ちに撤去するような案件をお示しいただいた、特に1つのブロックが引いてあるほうは特にそうだという状況でございます。ですので、看過できない状況でございます。いわゆる事故が起こった際には、不法占用物件という取扱いの中でしかるべき措置をしていくというような案件になっているのは事実でございますし、それについては、何らかの形で連携することで是正されていくのであればそういった相談に乗って行って、正しいやり方のほうを、答えを見いだしていくということが必要だというふうに思います。

側溝の機能を阻害しない範囲というところについて少しだけ詳しく御説明すると、側溝というのは蓋はないほうが機能はいいんです。ただ、道路の安全な通行、歩行者の通行等を勘案したときに、蓋があることの公益性というのが出てくるわけです。とすると、蓋があったほうが歩きやすく安全なのか。あるいは、蓋をすることによって、グレーチングなどに落ち葉がたまって、

水がたまりやすくなるというリスクがある。それを比較して、ここは蓋をすべきということで蓋をしていくという、そういう判断をしていくことに細かく言うとなっていくわけです。

今回のケースでいきますと、その蓋の必要性というのはクリーンステーションとしての機能を付加するために必要ですので、真にそこに、先ほど言った収集のやり方とかにもかんできますので、自治会と——まさしく委員もおっしゃいましたけど、自治会と環境局、ごみを収集する役目を担っている環境局がここに蓋がけが望ましい、あったほうがいい、ないとなかなか駐車場所にも困って、例えば、周辺の一般の通勤客の方に御迷惑をかけるとか、そういったその必要性とかが在り方というのは、収集の業務を担っている環境局でまず整理いただかないと、道路管理者の我々の役目で判断してしまうと、先ほど申し上げたように、一般の通行がある方の安全性というところで判断するところだとどまってしまうので、ステーションとしてどうなんだという視点は、自治会の方、あるいは環境局の目線で整理いただきたいと思います。ただ、そういうものについて、我々道路を管理する立場で、積極的に蓋をかけていくということは基本的にはしておりません。ただ、こういう必要性があるんだという相談があれば、それに対して相談には乗っていくということと、基本的には、それに対して、道路交通安全上の必要性があれば、先ほど申し上げましたが、かけていきます。あくまでも純粋にクリーンステーションの必要性ということであれば、我々としては判断しかねる部分がありますので、環境局のほうでまず整理してくださいというやり方をしてきております。

先ほど、最後にブロックの上に置かれているような案件というのは、恐らく——恐らくで答弁してはいけませんが、そういったケースではなかろうかなと思いますが、いずれにしても、豊かなコミュニケーションの下に市民に迷惑をかけないように行政の事務を執行していくことが我々の使命ですので、その辺の相談案件について真摯に相談に乗っていくと、業務をしっかりと適正に遂行していくということは、我々として使命だと思ってございます。

○委員（村野誠一） 私も長いけどなかなか長い答弁やね。だから要は、縦割りを廃してもらいたいわけです。本当に市長が——これを自分が——副市長が本会議でこれ同じことを質問されて、どういうふうに答弁するか分かりませんよ、私も。しかし、市長が常々言っている縦割りを廃せとか、先ほど陳述人の神戸市クレドの紹介があったけれども、市民目線であるとか。そういうことを考えたら、言ったように、この問題、困ってるのは市民であり、自治会であり、私これ今日質問する上で、環境局も物すごく気遣ってます。建設局が悪者にならないように。でも事実として、この磯馴については、やはり建設局にお願いをしたけれども、グレーチングひいて、蓋かけてくれなかったわけです。延長してくれなかったわけです。ここについては。だからやはり須磨事業所は、職員の方々は、やっぱり建設局に言っても無理だと。だからこうやってDIYやるわけです。だから、私、建設局は今まで全く協力してこなかったと、協力しないと云ってるではなくて、改めて、建設局が協力する立場で今後やっていっていただけるんですね、確認です。あくまでも、当然皆さん方受け身でいいんです。依頼があって、ここはこういう必要だから、公益があるから。

先ほども駐輪のときに書いてあったけど、時代の変化に応じた様々な課題です。市長も言うてるから、この超高齢社会の中でクリーンステーションの管理の在り方とか、ごみの収集であるとか、今まで皆さん方は、道路上の安全だけやったけれども、歩道とか、車道とか、現にクリーンステーションとして使ってるわけですから、まさに今の時代に合った、今まではあまり協力してこなかった、または、我々としては、それはごみ行政ですからでもよかったかも分からないけれ

ども、その辺はオール神戸で、縦割りを廃して一緒になって、市民サービス、持続可能な超高齢社会のクリーンステーションの在り方、協力していただきたいということ。だから、しっかり連携をして、今後も環境局からそういう要望があれば、個別にきちっと検討すると、対応するというのを改めて確認させていただきたいと思います。

○**武田建設局副局長** 相談があれば個別にきちっと対応したいと思います。今のルールで申し上げると、純粋にどう検討しても、クリーンステーション専用の蓋だという状態になれば、道路占用許可制度においてちゃんと使っていただけるように運用しております。それに加えて、道路管理者として、そもそも我々にとって、道路を管理する立場にとっても必要性があるならば、自ら設置するという付加的運用をしてると。原則としては、占用許可という形できちっと安全な蓋をつけていただける選択肢を用意しておりますので、個別にしっかりと議論して、協力的に対応していきたいと思います。

○**委員（村野誠一）** ありがとうございます。今まで建設局は、この道路の側溝について、やっぱり市民とか、自治会とか、我々議員もそうだけれども、地域の方々が危ないとか、はまったことがあるとか、もしくははまりそうやとか、よくあそこで脱輪してるとか、例えば、そういうことについてはすごくしっかり対応してくださってました、今まで。だから、その観点では公益性があるから対応してくれてるんだけど、一方で、ごみ行政についての協力、ここを今回改めてここで取り上げさせていただいて、しっかり改めて協力を確認できたのであれば、今後、須磨だけではないですけども、環境局がよかれと思ってああやってDIYをやっていくようなことがなくなればと思いますから、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、建設局所管の、これは建設局所管だけではないんだけど、キャッシュレス決済です。これは、私、先日、BE K O B Eのオブジェが飾られているアジュール舞子に久しぶりに行ったんですけども、久しぶりに行って車を止めたら、現金のみしか決済ができないと。まだかと。本当に久元市政約12年、この10月、また選挙の時期来ますけれども、12年たってもまだ神戸市内で現金のみしか決済できないところがあるのかと。ここはBE K O B Eというオブジェまであって、アジュール舞子という、季節によってもですけども、たくさんの方々が海水浴でも訪れる最寄りの駐車場だけれども、現金のみです。ここだけキャッシュレスにしたらいいのかということではなくて、12年たって私も本会議で、今西さんが責任者なのかどうか分かりません、当時、たしか市長が、私、王子動物園とかいろんなところも言ったけれども、これは誰が当事者ですかと。今西副市長がトップになって、全市的にキャッシュレス進めていきますと言っていて、結果的にもう12年たとうとしてますけど、久元市政で。事前に皆さん方に、建設局のみだけれども、これ建設局だけじゃないんです。先日も、中央の体育館も現金のみでした。これまだ現金、ここもたくさんの方々が使うよねと。

これも局にまたがるんだけど、ちなみに建設局として、今、キャッシュレス未対応の部分、それから、これやる気があるのか、現金のみではなくてキャッシュレス対応するやる気があるのか、やっていくのか、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○**奥野建設局公園部長** キャッシュレス化でございますが、建設局所管の駐車場でございますが、合計41施設ございます。うち、道路関連の施設が15施設、それから、公園関係が25施設ございます。あと王子動物園がございます。道路関連の駐車場につきましては、現在、全ての駐車場でキャッシュレス化を終えております。公園でございます、今御指摘のあったアジュール舞子も公園でございますが、公園関連の駐車場につきましては25施設のうち、14施設がキャッシュレス化済

みです。残り11施設が未対応ということになっております。

基本的な大きな方針としましては、今後、順次キャッシュレス化を進めていく予定でございます。公園の場合、駐車場の運営、2つのパターンがございます。市が直接運営する駐車場と、市以外の事業者、公園緑化協会とか、指定管理者とか、そういった2つのケースがございます。市以外の駐車場、市以外のこの運営事業者の場合におきましては、基本的に運営事業者のほうで機器更新をするというふうに役割分担をしております。

今後、市が直接運営する駐車場につきましては、市が運営する部分につきましては、6施設のうち5施設がキャッシュレス化済みでございます。残り1施設がまさに今、御指摘のアジュール舞子でございます。早期にキャッシュレス化を進めるとともに、市以外の運営事業者が運営する駐車場につきましては、例えば、駐車場の改修とか、機器の更新の機会などにキャッシュレス化がなされますよう、運営事業者と協議していきたいというふうに考えております。

それから、今、御指摘のあったアジュール舞子でございますが、ここに関しましては、アジュール舞子の西側利便施設用地という、今、ホテルセトレがございます。この事業者募集、定期借地権の満了に伴う事業者募集を昨年行いました。この駐車場を含む公園部分につきましても提案を求めておりました。昨年9月に事業者を決定しまして、結果的に、従来からの事業者であるセトレを運営するホロニックでございますが、この事業提案の中で、事業者からホテルの駐車場とアジュール舞子の駐車場、連携運営の提案がありまして、この協議を進めてきたわけでございますが、キャッシュレス化の話とは切り離して考えるべきということで、今年度、本市のほうでキャッシュレス化をする予定となっております。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 1つでも多くそれは進んでいったらそれはもうありがとうございますということになるのかも分かんないけど、奥野さんの答弁聞いてると、例えば、4年前でも5年前でも多分同じ答弁です。順次進めていきますと。12年たったんですよ、久元市政で。順次進めてきてたのか。だから、マネジメントとして、何でもそうだけど、計画をきちっと立ててきたのかということなんです。計画立ててやってきたんですか、これ。

○奥野建設局公園部長 詳細にこの公園はいつまでというそういった計画は、今、正直持ち合わせておりませんが、基本的には予算の許す限り、順次キャッシュレス化をするということで、今年度につきましてはアジュール舞子と森林植物園をキャッシュレス化するというところでございます。以上でございます。

○委員（村野誠一） 厳しいこと言いたくないけど、順次進めていきますけれども計画は立てません。これって一般市民の方が聞いてどう思います。順次進めていきますけど計画は立てません。また、計画はつくってません。普通、順次進めていくんやったら計画を立てて進めていくんじゃないんでしょうか。だから、12年たっても、これまだ未完が14施設。久元市政はスピードと言ってるんですよ。市長は、もともと公正とスピードというのが彼の1期目のときからスピード感を持って。これ12年です。ちょっと遅いと思いませんか、計画がない、計画を立てないというのはちょっといかがかと思えますけどね。順次進めていくんだったら計画を立てるべきなんじゃないんですか。

それと、先ほど言った、民間が委託で受けてるところは民間とすみ分けられてます。これももういつ聞いたって、10年前に聞いたって多分同じような答弁です。でも、それやってたら進みませんよね、民間任せにしとったら。例えば、先ほどのアジュール舞子であるとか、ほかの神戸市

の建設局の所管のところなんかというのは、外郭団体が受けてるところ多いですよ。これはだから、外郭団体に関する特別委員会でやったらいいのかも分かりませんが、建設局、親局です。これ一体でやるべきですよ。

これは、久元市政として12年たってもキャッシュレスが進まないのは、民間に任せて、すみ分けをしてるから、彼らがやらないんで、でも本来やったら、例えば、指定管理の仕様書であるとか、例えば、選定をするときに、それをきちっとキャッシュレス化導入してくださいとか、当然その指定管理料としても、キャッシュレス化に伴う設備投資の部分であるとか、そういうのはきちっと手当てできるんじゃないかと思います。それはやる気ですよ。本当に、私12年たってもできてないから、本当にやる気あんのかなと思ってのわけです。久元市政で、キャッシュレス。やるやると言いながら計画を立てない。計画をつくるべきじゃないですか。いかがですか。

○**奥野建設局公園部長** 委員御指摘のとおり、キャッシュレス化につきましては、市民サービスの向上につながるものというふうに私どもも認識をしております。残りの今、未対応が11施設でございますが、これにつきましても、我々も計画をつくるべきと言われたのは御指摘のとおりだと思いますので、そういった方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**委員（村野誠一）** 当然だと思います。ただ、先ほど申し上げたように、何度も言うけれども、久元市政3期、もう12年です。12年でキャッシュレスがまだできてないんです。現金のみしか。お金入れようと思って、手が滑ってお金が落ちたらもう車の外まで取りに行ったりとか、そんなことも起きるし、やっぱりクレジットカードであるとか、そういうキャッシュレスだったら、物すごいスピード、滞らずにスムーズに行くとか。あとは外国人の方々の利用も含めてですけども、ぜひスピード感持ってやっていただきたい。今さらですけども。今まで計画をつくってなかったということですから、ぜひスピード感を持った計画で巻き直していただきたいと思います。どうですか、その計画といっても、それはまたこれから4年計画、5年計画、速やかにやっていただきたいと思います。いかがですか。

○**奥野建設局公園部長** 我々の基本的な思いとしては、今、委員御指摘のとおりだと思います。やはり正直コストがかかるというのも現実的な問題でございます。運営事業者のほうで、例えば、キャッシュレス導入に係る費用負担というのが、駐車場料金の収入と、それに伴う支出というバランスの上に成り立っているということで、やっぱりコストもかかるということでございますので、そういったことも含めてではございますが、大きな方針として、やはり早期にキャッシュレス化すべきだと思いますので、神戸市といたしましても、運営事業者と協議をして、できるだけ早期にキャッシュレス化は全て終われるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

○**委員（村野誠一）** やっていただけると信じたいたけども、そもそもこれ全て神戸市がもともと持ってる公の施設を民間事業者にやっていただく指定管理との関係上、こういうキャッシュレスとかというようなものを、民間事業者はその設備投資を押しつけるじゃないけれども、やっぱりそこは神戸市の責任でもって神戸市がキャッシュレスをする。または、その部分を指定管理料として、一時的な設備投資として、キャッシュレスを民間事業者にやっていただいて、あとは運営をしていただくとかということをやったりしていくべきです。そうじゃなかったらいつまでたっても進まない。これはだから本当に建設局だけじゃないんです。ほかの局かって、結局そういった計画は本当に立ててんのかとか、または、その進行管理って、どの管理職がそれをや

っていくんだと。市長が、また神戸市の方針でやっていくということを議会に対してやっていきますと言ったことを、各局——だから、それはまさに副市長です。副市長が自分が所管してる局に対して、きちっとやれてるか、と、進行が進んでるか。昔、鵜崎さんという副市長が、あのときは助役やったかな。事細かい字で手帳にいっぱい書いてあって、これをやったらチェックして、やったらチェックして、いわゆる各局でそれがちゃんとできてるか。議員に対してやると言ったものに対してそれができてるかということをきちっと。だからそれが管理職ですよ。各局のきちっとその進んでいるかということを進行管理していく、チェックをしていく。これ進んでないやないかと、これ遅いんじゃないかと、ちゃんといついつまでにできるんやろうとか。ぜひそういうことを、局長であり、副市長であり、とにかく建設局としては12年たって、今回、建設局を審査してますから、私やっぱり12年って遅過ぎると。市長がスピードと言ってる。市長の仕事としては遅過ぎると思わざるを得ないんです。市長の本意ではないと思います。ぜひスピード感を持って、巻き直していただきたいということを改めてお願いをしておきたいと思います。

次に、歩道橋の耐震化についてお伺いをしたいと思います。

この歩道橋について、私、地元の通学路の——小松局長も、それから原さんも、西部建設事務所長を経験されてますから、離宮前の歩道橋、離宮公園の前にあるメインの歩道橋、当然ですけども経年劣化というのはしていきます。年とともに。ちょっと私、SNSでも市民の方々に紹介させていただいたんですけども、やっぱりかなり劣化がひどくて、通行する部分もはげはげなんです。さびが出てると、浮いてると。だから、めくれているから、その下の鉄板が出てますから、そこがさびで。あそこはかなり長いので、距離がね。揺れるんです、たわむんです。そうすると、やっぱり保護者の方々が、新1年生の保護者の方々に特に、ここをこれから自分の子供が通って通学するという保護者が、すごくたわむ、すごく揺れる、横断歩道橋、通学路。見た目もうはげはげでさびてる。または、その躯体の部分も、これは全てお見せしません。私は行って、ビデオも撮った、写真も撮ってますけれど、躯体の部分もクラック、いわゆるコンクリート部分にひびが入ったり、または、その鉄というか部分にかなり腐食して、もう穴が空いてしまったりと。素人なので、本当にそれですぐに、これは南海トラフが来たときに耐えられるのかとか、地震に耐えられるのかというのは分かりません。これを西部建設の今の所長さんにお聞きしたら、検査はしてますから、倒壊するとか、機能的には大丈夫ですと。ただ、確かに市民の方々がこれだけ見た目が劣化していると大丈夫なのかというふうに心配しますよね、通学路で。だから、確かにその劣化したところはひどい。離宮公園の目の前でもあるし、たくさんの方々が利用されるから、それについては何かしらの対応を取りあえますという事は言ってくさってます。年内か年度内か。実際に国土交通省の省令とか規則とかでいろいろと定められてるみたいだけれども、道路はこないだも八潮市で陥没が起きましたけれども、道路については、基本的に適切な時期にというふうに明確に何年に一遍、いわゆる道路の検査をなさいということはその中には示されてないけれども、道路構造を構成するこの歩道橋とかというのは、5年に一遍を1つ基準としてくださいというのが国土交通省で明記されてます。じゃああそこはいつされたんですかということ西部の所長にお聞きしたら、昨年しましたということなんだけれども、私はね、これ5年に一遍って、本当にそれだけで大丈夫なのかというのがまず1つなんです。この検査の仕方というのは、近くで目視で検査をするという形になってて、当然その検査をすればどういう状況だったかということ記録に残したりとかということはあるんだろうけれど、これはまず国土交通省の5年に一遍。歩道橋もたくさんありますから、全てとは言わないけれども、特にこの通学路の歩道橋と

というのは、先ほど言ったように保護者のやっぱり心配とか、そういう意識も関心が高いんだけど、この5年に一遍の国土交通省だけの検査で大丈夫なのか。神戸市独自では何かその検査みたいなものを定期的に行っていないのか。これについてお伺いしたいと思います。

○**武田建設局副局長** このたびは歩道橋を例に出していただきましたけども、橋梁とかトンネルにつきましては、道路法の規定に基づきまして、5年に1度の法定点検というのが義務とされております。この点検をするということを踏まえまして、橋梁の予防保全的な修繕という考え方、要は、点検して、計画して、修繕すると。システムとしては、早め早めに劣化を把握して、適切な時期に補修をすることで長寿命化を図っていこうということです。国、国交省以下全国の自治体はこれにのっかってやってるわけですが、現在の知見におきましては、安全性を早め早めに発見して、早め早めに手を打っていくという考え方に基づいてますので、安全性を確保する有意義な手段であると考えてまして、これ以上の対応、プラスアルファの対応を神戸市で独自でやっているというところではございませんけども、5年に1度点検し、補修の必要が確認された場合は、5年以内に補修をするということをやっております。

○**委員（村野誠一）** 私は、必要以上に絶対ですねとか、絶対大丈夫ですねとかということ言うつもりはないんだけど、しかし万が一、結局言ったように通学路ですから、市長も神戸市として、他の道路と、他の歩道と通学路はやっぱり別で考えてますね。国もそうだと思います。そういう意味で、通学路の歩道橋、ほかでもそうです、人が通行中に何かあったときは人の命の重みは一緒ですから。ただし、本当にその5年に一遍の今おっしゃった国土交通省が定めているだけで、それはもう安全というふうに我々としては認識して大丈夫なんでしょうか。

○**武田建設局副局長** 先ほども少し申し上げましたけれど、かなりシステムティックな点検のマニュアルみたいなものが出来上がっておりますので、現在、与えられている知見においては、万全を期しているという状態だと、安全確保について、それは申し上げていいというふうに思っておりますが、一方で、先ほど委員御指摘のあったように、今申し上げたのは構造上の問題でありまして、舗装がめくれててけつまずきそうになる状態があるとか、手すりが揺れているとか、これは橋梁が今にも倒壊するような損傷じゃありませんけど、歩行者の安全性という意味では問題があるということで、今年度、西部建設事務所のほうが補修を予定しているということがありますので、そういった点検も、5年に1度の点検以外に、例えば、通報ですとか、我々の日常のパトロールとか、そういった中で拾ったものについては、その5年に1度の構造的な問題点ではない視点で安全上の対策というのは随時実施しているという。それは申し上げられることでございます。

○**委員（村野誠一）** 皆さんがきちっと法律に基づいて5年に一遍、検査をしてるから大丈夫ですと言われたら、それはもう我々はそれを信じるしかないわけなんですけども、ただ、須磨で、これはニュースにもなりましたが、横断歩道の信号機が倒れたんです。幸いにけが人がなかったんですけども、それも腐食してて倒れたと。そこは法定の多分点検をしてなかったかという、恐らくしてたんでしょう。警察行政ですけどね、これは、信号機ですから。ばたんと倒れた。だから私は、幾ら法定検査をしてても、やはりその辺、特に通学路とかそういうところについては、独自に頻度を上げて、どういう検査の仕方が、私は専門家ではないけれども、特に私はだからそうやって信号機が倒れたからそういうふうに言ってるんです。でもあれはすみませんと、検査してなかったですというたら大問題です。法定点検してなかったから倒れたんですではね。してたんですけども、倒れてるんです。折れてるんです、ぼきっと。だからちょっとそういう意味

で、この離宮歩道橋、ほかの歩道橋まで全部、私はそういう仕事ではないからずっと見て回ってるわけではないけれども、この離宮前歩道橋、かなり腐食が進んでますから、改めてしっかりと対応を、西部だけではなくて、本庁もしっかり、ちょっと改めてこうやって委員会で取り上げさせていただいてますから、対応していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどたわむというのは、距離が長いから、要は、むしろたわんで力を逃がしてるんだらうというふうには思いますから、多分それは劣化が原因ではないと思いますけれども、ただもう支えている部分であるとか、金の部分がもうかなり腐食して、さびて、もう本当に、クラックもそうですけど、ひどい状態になってますから、ぜひその辺は対応していただきたい。

そこで、保護者の方々からの声なんですけれども、これそのままストレートに取り入れていただけるかどうか分かんないけど、そうやってきちっと神戸市が、特にそういう通学路内の歩道橋、もう検査してあるというのであれば、検査済みということをどこかにきちっと表示していただければ、これ揺れるけど、かなり劣化してるけど、かなりさびでむき出しになってるけれども、きちっと検査、何年何月検査済みということが、検査してくれてるんだなと。だったら安全だというふうに保護者の方々を感じるんじゃないか。これは提案なんですけど、そうやって書いてあったら私たちも一々あれ大丈夫ですかとか、あれ本当大丈夫なのかと、まことしやかに、あれ危ないんじゃないかと、次、地震起きたら危ないんじゃないかとかわさになることもないわけです。わざわざ建設局に一々保護者が電話して、あそこの離宮前歩道橋、検査されてますかとか、大丈夫ですかという、聞かないからそういう皆さん思っていないではなくて、本音で思っても、大丈夫かなと思ってても、なかなかそんなもん電話、皆がするわけではないので、何かそういう、きちっと検査をしてるのであれば検査済みというのは、何かこう表記をして、市民に、そこを通行する方々に安心して通行していただけるような工夫というのはできないのかな。特に通学路については、毎年、新1年生に上がった保護者というのは、自分の子供がどこを通って行って、そこが安全なのかということを、保護者はそういう気持ちで皆さん通学路を点検するわけなんだけど、その辺いかがでしょうか。

○武田建設局副局長 今、委員から御指摘のありました、揺れるですとか、先ほどからも少し老朽化しているといいますか、古い橋梁ではありますので、そういったのを見た際に、保護者の方が通学路としての安全性を不安に感じられるというそのお気持ちというのは深く理解する、共感するところでございます。

私が先ほどから答弁している、5年に1回の点検をしているので構造的には問題がなくて、揺れるというのも一定基準に基づいた許容の範囲ですということが伝わればいいけどもという御指摘もなるほどというふうに思うところでございます。御提案として、現地でステッカーで貼るというようなお話について、事前に教えていただきましたので、いろいろと内部でも意見交換しながらイメージを膨らましてたんですけども、いかんせん橋梁というのは大きな構造物ですので、それほど目立つものか、いや現地行ったら貼ってありますということをきっちりまたお伝えしなきゃいけないなんてことをいろいろブレストしてたんですが、そう考えていくと、やはり保護者とか、学校の関係者の方々に直接、今こういう交通安全の取組をしてますということをお知らせするのが最も効果的だろうというふうに考えてまして、教育委員会とか、小学校・中学校、あるいは交通管理者である警察なんかと連携して、通学路の交通安全についていろいろと点検したり是正していくという、そういう組織体を持っていますので、そういったところも含めて相談しながら、一方で、先生、教員の方々の御負担にならないようにということも配慮しなきゃいけない

とかいろいろあるもんですから、ちょっと教育委員会とも相談をしてみて、保護者に直接情報を届けるようないい手だてがないか考えてみたいと思います。

- 委員（村野誠一） ありがとうございます。ステッカーというか、とにかく何かしら市民の方々、保護者とか子供たちだけではないです、あそこはたくさんの方々が、やっぱり安心して歩道橋を利用していただけるような工夫、今よりも何か考えていただけたらいいと思います。今のやり方でいくと、それは確かに新1年生、学校で保護者の方々が集まるわけです。あそこに歩道橋がありますと、あれ見た目悪いですけども、危なそうに見えますけれども、大丈夫ですからといって一々学校説明会で、毎回毎回学校が保護者の方々に、また、すぐーるで、あそこは確かに危なそうに見えますけれども、いついつに検査済みですから——それはそれも1つですよ、直接保護者に周知はできるかも分かりませんが、そういうやり方がいいのか。だからそういうことなのかも分かりませんが、1つこれは保護者のまさにあれが心配だ、大丈夫なのかと言って皆さんわざわざしてる保護者から、大丈夫だと私返したんです。だからああやって見えるけれども、揺れるけれども、確かに見た目は悪いけれども、安全上は検査済みなんで、大丈夫。それだったら検査済みってどこかに表記しておいてもらったら私たちも安心なのという普通の市民感覚です。市民目線とは言いません。普通の市民感覚です。それをどういうような形で、今よりもそういう不安なく、安全なんだったら不安なく利用していただけるように、どういう広報というか、知っていただく、これ市長もそういうのに力入れてますけれども、知っていただくということですけども、ぜひ考えていただけたら、これは要望しておきたいと思います。

長くなってますけど最後です。これも市民の方々からの要望で私知りました。しあわせの村というと、もうイメージでいうと福祉局なのかなというふうに思いますけれども、私、過去に予特のときでも、バーベキュー場、オートキャンプ場を建設局が所管している。それから、乗馬の部分も建設局が所管している。それから、駐車場の料金ゲート、しあわせの村たくさん利用されてるけれども、あそこもまだキャッシュレス対応になってません。これをあり方検討会に投げますみたいなことを福祉局が言うもんだから、さすがに、あり方検討会で検討して、あそこは現金のみの決済にしましょうというふうな結論が出てくるのかということ、ばかばかしいことを言うなというふうにそのときは思いましたけれども、今、とにかくあり方検討会が立ち上がってますから、大体そこに、全てのことはあり方検討会にということになるのは、私も議員経験長いですから分かります。しかし、これ実はそのあり方検討会というのは、昨年度とか今年度初めてやってるわけではなくて、だからこそ指定管理が2年・2年の暫定がずっと続いているわけです。4年の指定管理から2年の暫定になったときに、やはり何で暫定になったかということ、あり方検討会というか、在り方を検討するということで暫定にしているんだけど、これが今、温泉健康センター、これ建設局が持ってる施設ですよ。ここの指定管理も、これ2年・2年・2年・2年、今5期目、暫定で5期やって2年目です。ここの事業者の問題というよりも、ここが自主事業で、しあわせの村行きのバスがない。須磨区の妙法寺駅、それから北須磨団地、あと北区も走らせてるそうですけれども、暫定になる頃かな、もうかなり前から自主事業で無料でシャトルバスを走らせてる。今まで1時間に1本、皆さん利用されてて、障害者や高齢者の方々が利用して、このしあわせの村を、特にこの温泉健康センターというのは、プール、スポーツクラブ、それから温泉という、いわゆるまさにしあわせの村の、高齢者や障害者の福祉とか、健康増進とか、特に今フレイルとか、それから介護保険の中長期の抑制であるとか、まさにしあわせの村のメインの事業の中核の施設ではないかと思う。そこを福祉局ではなくて建設局が所管をしているわけです。こ

こに対して、指定管理料をこの民間事業者に払って、この民間事業者というのは、言わなくてもいいかな、ここがもともとはこうべ市民福祉振興協会の、当初は下で受けてたとき、これで4年。それから2期目やって4年。それから、独り立ちというか、JVになってずっとやってるから、もう19年間、今の会社があそこの温泉健康センターを運営されているわけです。そこに対して、建設局は、福祉局と一緒にすけれども、指定管理の議案、過去のやつ私、建設局から用意してもらいましたけれども、指定管理料を払って運営をしてもらってるわけだけど、ここのバスが、突然この5月から2時間に1本になったんです。今まで1時間に1本だったのが2時間に1本になった。1時間1本のときでも積み残し状態があったぐらい、それだけ皆さん利用されてたんです。全ての時間帯に積み残しがあったわけではないです。これ私、過去の、ずっと詳細な過去5年とかいただいてませんけれども、直近のいわゆる2時間に1本になるまでの一定期間の時刻表と、それから積み残し人数と、データをいただきましたけれども、2時間に1本になる前から積み残しが既にあったにもかかわらず、2時間に1本になったんです。そしたら、当然ですけど、市民からすると、突然2時間に1本になって、乗りに行ったら乗れない。そしたら2時間待たないといけないとか。2時間そこでずっと待ってることはないと思いますけれども、もう諦めて帰られるか。そのときに、私はそれを聞いて何でそんなことになったのかということで、いろいろと関係局なんかにも聞いてみたけれども、実際に仮にバスが、そこかしあわせの村行きのバスが走ってれば、今までは無料のシャトルだったけれども、230円払ってバスに乗っていただいたら結構かと思いますというふうにお答えできるんだけれども、バスがないんです。走ってない。だからこそ、過去の詳しい経緯、私これしあわせの村に行って、民間事業者の責任者の方とも面談をして、実際に状況とか、何でこうなったのかとか、全部聞いてきました。結論から言うと、需要があるから走らせたわけです。設備投資してバスを2台買った。で走らせてるんだけど、当時買ったときは、数年前に買ったときにはまだもっと車安かったけれども、この間ずっと物価が高騰してますし、車の値段も倍ぐらいする。今、例えば買おうと思ったらね。リースで契約をしているわけだけれども、やはり2年の指定管理ですから、新たにだから1台、結果的に壊れてしまったんです。修理、修理でやってたんだけど、とうとうマイクロバスが壊れてしまっって、これを1時間に1本、この体制で市民の方々に利用していただくために足を確保しようとする、バスを購入しないといけない。リース事業者に対してバスを購入してもらって、それを月々にリース契約で回収していくと、支払っていくということをやっているといけないけれど、先ほど申し上げたように、2年しか指定管理がないですから、2年後切られてしまったら、設備投資で切られてしまったら負債だけ残りますから。だから設備投資もできない。それから、ガソリン代も上がっている。人件費も上がっている。しかし、この間ずっと建設局、これは建設局だけの問題ではないですけど、これも指定管理料がずっと据置きになってる。現場では最賃はずっと上がっても、最賃についてはきちっと支払わないといけないけれども、建設局から指定管理料、最賃、いわゆる人件費分をずっとスライドで見てくれているかというを見てくれてない。ずっと、いわゆる据置きやというふうに聞いてますけれども。2点、だからいわゆる結論から言うと、事業者としては、お金がないからもうバスを走らせることができなくなったんですと、もう1台買うことができなくなりましたということなんです。本来やったら事業者に、事業者のこの契約とか、例えば、走らせますと、無料のシャトルバスを走らせますというのが、提案の中なのか一応あるんです。書いてあったんです。だから、今回、バスがゼロになったわけではないから、例えば、契約違反とか、自分たちがこれをやりますと言った提案違反になるわけではないんですけど、

でも明らかに1時間に1本が2時間に1本になるというのは、市民サービスの単純な低下です。

それと、交通局でいったら、積み残しがあったら普通、増便します。積み残しがあればね。必ずとは言いません。大体積み残しに関しては交通局は、バス事業者はやっぱり増便します。積み残しがあっても、もう減らさざるを得なかった。だから私、この事業者をそんなに責めるつもりがないんです。これはやっぱり指定管理料として見てあげるべきなんではないか。これはだからバスの購入なんかも、これ市民——最終的にはまた署名も出てくるかも分かりません——今いろんな意見聞いてると、無料じゃなくてもいいんだと。先ほど言ったように230円でバスが出てたらバスに乗ることかってできるわけです。でも今出てないわけですから、だから有料でもバスをもう1台。だから2時間に1本を1時間に1本に戻してくれるんやったら、そのほうが我々としては、高齢者や障害者の方々ありがたいとこういう声が聞こえてきます。でも今、バス事業者に、有料にして、バスをもう1台買ってといっても、運送法というか、いわゆる免許を取って、資格を取って、お金を取るとなると、やっぱりもろもろのそういうことまでしないといけなくなりますから、なかなか事業者としても簡単ではないと。だから、ひとえに、私は、あれだけいい施設——あり方検討会というのがありますよ。だから、今後のしあわせの村をどうしていくのかということとは抜本的に議論しないといけなければ、北区のあそこにあって、足がなかったら行きようがないんです。そういった意味では、あれだけ立派な施設を造ってるんだから、一定足を確保するというのも神戸市の責任、いわゆる事業者の責任じゃないですよ。そういう意味では、このバスなんかも、超豪華なバスを神戸市が買ってください。貸与してくださいとは言いません。もともと一番初めにこの事業者は中古車を試験的に、需要があるんじゃないかと思って中古車から入ったみたいです。これは需要があるだろうということを見越して、新車で2台購入して回してきたんだけど、今1台壊れたということです。今後、これ2期目ですから、本当は補正でも組んで、バス1台あれば、中古でもいいからバス1台あれば解決することなんです。本当はね。でももう事業者は、振興協会に聞いたってもうお金がありません、指定管理料、全然我々も本当かつかつですからと。ない袖振れませんと言われてるから、だからやはり神戸市が、皆さんが納めてる税金から、高齢者や障害者の福祉、しあわせの村の理念を考えたときに、それぐらい提供してあげたらどうなのかというふうに思うわけです。

それと、先ほどのこれが指定管理者が4年とかずっと10年とか、結果的に19年同じところがやってるわけですがけれども、もっとちゃんと指定管理として、長期で一定運営をしていただけたら、事前に設備投資できてたんです。彼は言っていました。だから、市民もこんなの壊れると分かってたでしょうと、何で事前にきちっと計画を立ててなかったのかと。2年・2年・2年の暫定がずっと続いているから、新たな大きな設備投資できないんです、民間事業者は。これは神戸市の責任なんです。過去から、あり方検討会、あり方検討会、暫定、暫定、暫定、暫定と、間にコロナ入りましたけれども、ずっと暫定でやってきたから、やっぱり必要な設備投資も民間事業者としてはやっぱり経営判断ができなかった。そういった意味では、ぜひ神戸市として、この単純に市民のサービスが低下した、高齢者や障害者が今まで行けてた。行くことはできますよ、乗り継いで乗り継いでとか。その辺についてしっかり考えていただく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがかお答えください。

○委員長（伊藤めぐみ） 質疑時間が長時間になっておりますので、答弁も質疑も簡明にお願いいたします。

○奥野建設局公園部長 しあわせの村の無料シャトルバスでございますが、今、委員御指摘のとおり

り、この5月7日から減便しております。

しあわせの村につきましては、アクセスの方法としましては公共交通機関でございますが、路線バスが市バスや阪急バス、三宮や新長田・神戸駅・谷上・名谷駅などから運行しております。それに加えて、今、委員の御指摘がございました無料シャトルバスということで、この指定管理者を構成する企業の自主事業ということで、妙法寺駅、北須磨団地、それから鈴蘭台駅から——これは毎日じゃございませんが、曜日が一部限定的でございますが、運行しております。委員の御指摘にございました2台が1台になった結果、発着の箇所は、今申し上げました鈴蘭台・妙法寺・北須磨、この場所は維持しつつ減便となったわけでございます。

この自主的な事業でございますが、しあわせの村の指定管理者につきましては、市民福祉振興協会を代表企業とする6者の共同事業体で契約しております。しあわせの村につきましては、平成元年に開村して36年たっております。施設の老朽化とか社会情勢も大きく変わっております。そういったことで、令和元年に福祉局のほうであり方検討会をやって、これはどちらかというと運営面、ソフト面の議論でございました。今回、加えて、ハード的な面、それから運営的な面、両面からもやはり改めての在り方の検討が必要ということで、福祉局が主となって検討しております。我々建設局としましては、おおむね北半分、北側、いわゆる公園部分でございます。ちょうど温泉健康センターは境目の部分にあって建設局の所管にはなっておりますが、実質、福祉局と共同で事業展開をしているということでございますが、2年の随契選定ということで、令和5年度に御審議いただきまして、令和6年・7年、この2年間の随意選定。その前にも遡りますと、今、委員御指摘のあったように、5期目ではなく4期目、2年単位でいうと、2年単位になってからは、4期目でございますが、いずれにしても2期2年という、一般的には今、指定管理は5年でございますが、短期の契約更新となっている。そういう意味では、事業者さんには御負担というか御迷惑かけてる面もあるかと思えます。結果的に2年ということで、2年のたびに契約更新ということで、今の期、6年・7年度の期に関しましては、5年度の末に議決をいただいた後に契約を締結しております。その時点での見積りといいますか、事業者からの見積りを参考に我々契約をしております。そういったことで、値段、契約額につきましては、合意形成ができた上での契約というふうになっております。

ただ、やっぱりそこから先も物価高騰や人件費のアップ、これはもう我々も承知しております。こういった課題、これは全市的な課題、建設局だけでございませぬので、こういった対応をしていくか、これは検討課題というふうに考えています。

以上でございます。

- 委員（村野誠一） 検討課題って、だから、このバスの減便はもう仕方がないので、市民の方々、障害者や高齢者の方々、そのバスは障害者や高齢者のみしか乗れないわけではないけれども、もう諦められてくださいということですか。
- 奥野建設局公園部長 現時点で、今、減便になったということで、積み残しも実際あるというふうに、委員御指摘のとおり、我々も把握しております。直ちにまた元に戻すという答弁は今できませんが、事業者には、この施設全般、今運営している業者は、6共同事業体の中で温泉健康センターを運営している企業でございます。この企業につきましては、温泉施設、あるいは体育館やスポーツジム、それからプール等々を運営していただいております。そういった施設全般の利用環境の向上というのもやっぱり大事でございます。もちろん無料シャトルバスも非常に大事な移動手段でございますが、そういったことで、現在運行しているバス、これは3か所から無料バ

スを運行していただいておりますが、引き続き安全に運行していただくということがまず最優先かというふうに思っております。今、御指摘のあった便数の、また元に戻すとか、バスを増やすことに関しましては、我々もバスのこういった事業者と連携して、協議を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（村野誠一） 協議を行っても、だからできることは、神戸市が本当に、これ結果的にしわ寄せが来てるのは市民です。高齢者とか、障害者とか、そのバスを利用して健康増進をしようと、しあわせの村に行って体を動かしたりとか、いろんな利用がされてると思うけれども、その方々が利用ができなくなると言い切るつもりはないですけども、これ利用料、例えば、温泉健康センターの利用人数は、例えば、この10年間ぐらいどうですか、伸びてきてますか。

○奥野建設局公園部長 温泉健康センターというのは、施設全体の塊のことを温泉健康センターと申しまして、いわゆる温泉施設、ジャングル温泉でございますが、ジャングル温泉の利用者数で申しますと、令和6年度が……

○委員（村野誠一） ごめんなさい。温泉だけじゃなくて、いわゆるそのセンター全体の利用者数。

○奥野建設局公園部長 施設によってばらつきはございますが、増えているやつもありますし、減ってるやつもございますが、令和6年度と、例えば、平成30年度を比べますと、増えてるやつと減ってるやつがございます。総じて横ばいということでございます。コロナのときはやはり減ってはおりますが、コロナ前に戻りつつあると。ただ、コロナ前と比べたら、全般的に言うと少し減ってる、数字が戻し切れてないというそういう状況でございます。

○委員（村野誠一） ちょっと正確な数字は後にまた、当然あるだろうからいただきたいと思うけど、仮に横ばいだったらまだね。私は、だんだんやはり利用が減ってきているというふうな、事業者の方々なんかに話聞いて、そういう認識でいます。だから、利用者が横ばい、または減ってきている中で、またこれ利用しにくいことを——結果的に利用しにくくなるわけですから、そうすると、そもそもあれだけ使ってもらわないと意味がない施設に、結局使いたくても使いにくいと、何のためにあんな悪循環やと思いますのでね。そういった意味では、その辺、中長期的な、先ほどから言ってるように、あり方検討会でもそうだけれども、本当にどうするのか。利用してもらわないと意味がない。行けなかったら意味がないので、その辺については考えていただきたいけれども、今まさに利用しにくくなってる方々は目の前にいるから協議はしますということやけれども、ぜひちょっと神戸市さんとして助け——神戸市が助けるというか、やっぱりそこは神戸市の責任の部分なんじゃないかと私は思いますけどね。

指定管理料は、この間増えてきているのか、ちゃんとこの物価、例えば、ガソリンでもそうですけども、それから人件費も増えてるし、もろもろやっぱり運営していく上でコストが上がってるんだけど、これについて指定管理料というのは、皆さんどういうふうに推移してきているのかちょっとお伺いしたいのと、それと、必ず言われるのは、それを分かって契約してるでしょうということを言うんだけど、それはね、そうなんです。そうなんですけど、私ね、これ事業者の責任者の方と話したときに、やっぱり彼らは言いにくいんです。神戸市に盾突いてるように思われたら、また振興協会にも盾突いてるように思われたら、でも事実なんです、苦しいのは。でもそれを、苦しいというのを議会に言ったら、第三者に言ったら、切られるんじゃないかと、もうまさにそれは立場が強いんです、神戸市が。その金額で嫌だったらもうやめていただいて結構ですと。確かにそうなんです、嫌だったらやめてもいいのかも分かんないけれども、やっぱりそ

の辺はちょっと想像してやってほしいと思います。あなた分かって契約したでしょう、この指定管理と。でも現状、客観的な市況を見たときに、全部上がっていったんです。それに指定管理料がきちっとスライドしてないというのはおかしくないですか。どこかの政党やったら下請泣かしとかなんとか言いそうかも分からへんけれども、いかがですか。

○奥野建設局公園部長 今、御質問のありました指定管理料でございますが、福祉局と建設局合同で神戸市として指定管理の契約をしております。直近の契約で見ますと12億3,400万円、このうち建設局が4億5,900万円余りということでございます。

推移でございますが、細かい数字申し上げますと、今が12億3,400万、前の2年間、4年度・5年度が同じく12億3,400万。令和2年・3年の2か年がそれぞれ1年当たり12億4,500万。平成30年と31年、これが1年当たり12億2,400万ということで、ちょっとこの差につきましては、分析できておりませんが、ほぼ横ばいでございます。

それから、先ほど指摘ございました、あくまで契約関係ですので、形式上は対等でございますが、やはり我々お金を支払う側と頂く側という、委員御指摘の意味合いもよく理解しております。今回、随意選定ということで、いわゆる競争入札、公募による競争入札ではなく、随意選定ということで、我々としてもこの今の従来からの事業者継続してやってほしいという、そういう思いも、この随意選定の場合ございます。そういった意味で、一般の競争入札とは違った手続で今回取らせていただいておりますので、金額に関しても、事前にお互い我々予定額を決めて、それに応じて契約をまいていただくという意味では、金額については合意できているというふうに我々認識しております。

以上でございます。

○委員（村野誠一） そろそろまとめたいと思いますけど、まとめるというかもうやめたいと思うけれども、彼らは、だから、先ほど言ったように、本当はいろいろと、19年やってきてる。私、彼らと言ったけど、この運営事業者と初めて会いました。今回の件で面談を申し込んで、実際の皆さんの声を聞かせてもらいたい。そういう神戸市に付度しない。それから長田さんがいるところやね、こうべ市民福祉振興協会に付度しないで、あなたたちがずっとやってきた、もっとこうすればいいのにとか、もっとこうすれば利用者も増えるのにとか。でもそれには設備投資が必要やとか、神戸市がもうちょっとここにこうしてもらったらとかということを知りたいから、できるだけその生の声を聞かせてもらいたいと言って、行ってきたんです。ただ、一応この福祉振興協会の方、名前は言わんけれども、同席して、かなりの長時間いろいろと私話も聞かせてもらった。よく分かりました、いろんな実態がね。

私は、今のしあわせの村の、例えば、ここの温泉健康センター、私もたまに行くんです。行くからよく、よくとは言わんけれども、それなりに分かってるつもりなんだけれども、やっぱり19年間も結果的にやってたら、もっとやっぱりあなたたちからいろんな提案があつてしかるべきやと私は言ったんです。企画立案、民間企業でしょうと。神戸市じゃない、外郭団体ではない、あなたたち民間の企業でしょう。そしたら、もっとこうすれば利用者増えますとか、もっとここをこうしてもらえばとか。海づり公園だって、やっぱり新たな事業者というのは、設備投資、ここは港湾局とか、ここは経済観光局にやってもらわないと、さすがにそれで運営はしんどいですわと、人増えないですわと、もっとここの動線を確保してもらわないと。やっぱり協力して、施設の活性化、利用の人数を増やしていくわけです。だからやっぱり彼らはどこまでいっても、神戸市に言われたことを我々やっぱりやらざるを得ない。でもそれは指定管理者やから、企画とか提

案をしていいことにはなってるんです。でもあんまり提案をしたら面倒くさい事業者やなど、もうあなたたちうっとうしいわと。私たちは言われたことだけ管理運営しとってもらったらいんですわというふうに言われかねへんから、彼らはね。私、でもあなたたちも責任の一端があるんですよと、今のこのしあわせの村の現状は、19年もあなたたちやってるんですよと。あなたたちしか現場は分からないんですよと。そしたら、本来やったら、もっと利用してもらうための提案とか企画をしていくべきじゃないのかと、神戸市にとか。そういうやり取り、建設局とありましたかと言ったら、いやないわけです。彼らもやっぱり恐る恐る、先ほど言ったようにあんまり言えない。だから、確かに私、結果的にはだから事業者を責められない。この指定管理者制度の限界、感じました。もっと自由があれば、彼らも。彼らがバスの新車を買えない。彼らの収入はどこから得られるかという、条例で決まってる利用料金です。さっき王子動物園が600円で固定化という話をしたんだけど、しあわせの村の料金も全部条例で、もうかなり最安値、大体同類の施設と——金額安いです。だから市民にとってはプラスだけれども、そうやって安い金額を条例で固定された上で、物価やエネルギーやいろんなものが上がってる中で、指定管理料は先ほど御答弁があったようにほぼほぼ据置きです。それで2年間の暫定でやらないといけない。それで設備投資できますか。それで市民にもっと利用してもらいやすいような新たなサービスの提供できますか。ぜひ考えていただきたい。

とにかく、このスキームのしわ寄せが来ているのは市民です。高齢者です。障害者です。まさにしあわせの村を使ってもらいたい。そのために造った目的にある、そういう人たちが使いにくくなって。ぜひ事業者と建設局で何ができるか考えていただきたい。まさに市民目線で、神戸市クレドにあるように、市民目線で考えていただきたいということをお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。答弁結構です。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（伊藤めぐみ） 他に御質疑がなければ、建設局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうもありがとうございます。

なお、委員各位におかれましては、建設局が退出するまで、この場においてしばらくお待ち願います。

（午後 3 時31分休憩）

（午後 3 時33分再開）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、これより意見決定を行います。

初めに、第37号議案について、文化スポーツ局関係分は、本日開催されております経済港湾委員会において質疑が行われ、一部に反対の意見もありましたが、原案を承認することに支障がない旨の多数の意見が参っておりますので、御報告申し上げておきます。

それでは、第37号議案神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件のうち、建設局関係分について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見があります

ので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第42号議案市役所本庁前地下通路リニューアル事業委託契約締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありますので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第43号議案神戸新交通ポートアイランド線（三宮駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第44号議案山陽新幹線新神戸駅構内新砂子橋補修業務に関する基本協定締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第48号議案神戸市消防局高所カメラ系システム構築・設置工事等に係る業務委託契約締結の件について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第49号議案物品取得の件（高規格救急自動車）について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第50号議案物品取得の件（消防防災ヘリコプター及び装備品）について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤めぐみ） では、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、陳情第130号王子公園が憩いと潤いの場となり、子供や市民の命と生活を守ることを求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は不採択を主張いたします。

大学誘致を含め、市の方針を応援する立場でありまして、大学誘致につきましては、そのメリットを最大限生かすとともに、地域に支障を来さないようにしていくことが重要であります。地域の課題解決につきましても、当局の説明を了として不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新の会としては採択を主張します。

一般論として、どの施策においても、施行することで生じる影響を冷静に分析・評価することは重要です。大学誘致によって生じ得る地域への影響をしっかりと分析・評価の上、地域住民と大学双方にとって良質な環境が保たれるよう、神戸市としても種々の対策を講じていく必要があります。あわせて、大学に売却することが公益に資する理由についても、神戸市としては、抽象論ではなく、より具体的な説明を真摯に行っていかなければなりません。

以上の理由から、日本維新の会としては採択を主張いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 公明党さん。

○委員（門田まゆみ） 公明党は不採択を主張いたします。

まず、デメリットとして上げられている学生のマナーに関しては、関西学院大学側において、生活環境に影響が生じないよう対応していただくことは当然のことですが、当大学からは、キャンパスを開放することで、憩いの空間やレクリエーション、防災等の機能確保をするとともに、図書館やレストランなどの大学施設を一般利用可とする提案もあり、産学連携による地域経済の活性化、学生と地域や商店街等が連携したにぎわいづくりなど、周辺地域への貢献に資する取組が実現されることによるメリットは極めて高いと考えます。

また、本市における人口減少や少子・高齢化に伴う高齢世帯の増加による住民の孤立や担い手不足などの地域課題に対し、大学を誘致することで、定住人口や関係人口増加などが見込まれ、大学が有している知見やノウハウ等を生かした地域協働の取組や、学生の社会貢献、地域活動への参加による地域活力の醸成などが進み、課題解決に寄与することができると考えるからです。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

陳情者が言われますように、大学に売却するほうが特別に必要な公益性があるというのは、全く語られていない状況です。同時に、関西学院新聞にありますように、地域の課題がむしろ出てくるという面も今日強調もされましたので、採択を主張します。

○委員長（伊藤めぐみ） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択です。

再整備の取組を行うことにより、大学を含む王子公園エリア全体が、市民や来訪者にとって安全・安心で憩いや潤いのある空間が実現できると考えます。また、大学を誘致することで、定住人口や関係人口の増加などが期待できるほか、地域が抱える課題の解決に寄与することができると考えているという当局の答弁も了として不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情第130号の1と2について、当局の説明を了として不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第131号王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民参画のもとでの「（仮）王子公園のありかた検討会」設置を求める陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は不採択を主張いたします。

令和6年3月に同様の陳情が不採択となっておりまして、そのときと同じ理由で不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新の会としては不採択を主張いたします。

王子公園再整備基本計画は、これまで市民との意見交換会を開催するなど、様々な手法・機会を通じ、市民の意見を聞きながら、市民意見募集を実施した上で策定されてきました。今後、計画ないしは設計内容が具体化された段階で、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例に基づき、地域住民に対し、適切かつ丁寧に説明されることを要望します。

以上の理由から、日本維新の会としては不採択を主張いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 公明党さん。

○委員（門田まゆみ） 公明党は不採択を主張いたします。

理由は、王子公園再整備につきましては、令和3年12月に基本方針素案が発表されて以来、議会だけでなく市民意見を踏まえ、基本方針の見直しや意見交換を重ね、令和6年3月に基本計画を策定しており、今後も引き続き施設の設計内容が具体化した段階で、市のホームページ等による情報周知や内容に応じて説明会の開催など、説明責任を果たしていくとのことからです。

また、なお、当局におきましては、今後とも丁寧な説明・情報発信に努めていただくよう要望いたします。不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

陳情者も言われましたように、やっぱり市民の参画、これは本当に王子公園の問題では、丁寧にやっているとずっと神戸市は言ってるわけですが、丁寧にやられてる実感はないと。同時に、やっぱり大学誘致ありきということがずっと前提にある計画ですから、ここについて在り方を検討する、また、市民の参画を進めるというのは当然かと思いますので、採択を主張します。

○委員長（伊藤めぐみ） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択です。

今後も引き続き、施設整備等に関する情報を分かりやすく発信していくとともに、設計作業を進める中で、施設内容が具体化した段階でホームページ等により幅広く情報を周知し、内容に応じて、説明会の開催やアンケート、ネットモニターの活用などにより説明責任を果たしていきたいという当局の考えを了として不採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情第131号は不採択です。

当局の説明を了とするとともに、我が会派としては、王子公園再整備計画の進行を一旦停止し、市民参画のもとでの王子公園のありかた検討会を新たに設置する必要はないというふうに考えておりますので、不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第132号王子公園における神戸市都市公園条例の一部改正（第37号議案）に関する陳情について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（山口由美） 自由民主党は不採択を主張いたします。

条例改正は基本計画に基づくものであり、計画は既に審査されております。改めて審査する必要はないと考えております。施設については、既に基本方針で公表されているため、不採択です。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本維新の会さん。

○委員（岩谷しげなり） 日本維新としては不採択を主張いたします。

王子公園の再整備については、これまでも法令にのっとり遂行されてきました。また、公園施設の廃止等に関する事項については、具体化された適切なタイミングで公表されるものであると考えます。

以上の理由から、日本維新の会としては不採択を主張いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 公明党さん。

○委員（門田まゆみ） 公明党は不採択を主張いたします。

理由は、基本計画の策定に当たっては公園緑地審議会や都市計画審議会での意見を踏まえ、大学誘致や施設整備計画において十分検討し、都市公園条例改正案を提出しており、また、公園施設の建蔽率は、都市公園法に基づき、地方公共団体の条例で定めるものであり、法令上、審議会への付議は規定されていないとのことであります。また、王子公園内の各施設につきましては、市民の利用ニーズに応えられるよう、できる限り従前施設の機能を確保することを王子公園再整備基本方針に記載し、公表されております。

今後、廃止が予定されている補助競技場、テニスコート、相撲場などにつきましては、廃止する時期が明らかになった段階で都市公園条例の一部改正を進め、公表するとの説明を了とし、不採択いたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 日本共産党さん。

○委員（味口としゆき） 日本共産党は採択を主張します。

都市公園法並びに関係法令が遵守すべきとしているのは、やっぱり建蔽率の定めなんです。それに全く留意することのない計画自身がやっぱりおかしいわけで、これはボタンの掛け違いがあります。ですから、審議を関連審議会でする、やったらあかんということではないので大いにやる。それから、やっぱりほかのスポーツ施設についても公表するという点についても、当然必要かと思いますので、採択を主張します。

○委員長（伊藤めぐみ） こうべ未来さん。

○委員（川内清尚） こうべ未来は不採択です。

公園施設の建蔽率については、都市公園法に基づき、地方公共団体の条例で定めるものであり、法令上、審議会への付議は規定されておらず、改めて審議会に諮ることは考えていないという当局の答弁、それからまた、市民の利用ニーズに応えられるよう、できる限り従前施設の機能を確保することを、王子公園再整備基本方針に記載し、公表しているという当局の答弁を了として不

採択といたします。

○委員長（伊藤めぐみ） 新しい自民党さん。

○委員（村野誠一） 陳情第132号は不採択です。

この陳情について、私質問をさせていただいて、当局の答弁を了とさせていただきました。

以上です。

○委員長（伊藤めぐみ） 各会派の意見は以上であります。

以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択の2つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤めぐみ） 挙手少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（伊藤めぐみ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

皆様方によります本委員会は本日が最後になろうと思っておりますので、この際、私と副委員長から一言ずつ御挨拶を申し上げます。

どうも1年間お世話になりました。ありがとうございます。中立で公平な委員会運営を求めて頑張ってきましたが、何分至らない点もありまして、そのことは深くおわび申し上げます。市民の暮らしと命を守るこの委員会の議論を通して、また、神戸市政が一層市民の皆様にとってプラスになる市政運営ができますように、これからも力を尽くしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、御協議いただいた皆様方、そしてお世話になりました副委員長、そして議会事務局の皆様にも御礼申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副委員長（浅井美佳） 委員の皆様、事務局の皆様、1年間ありがとうございました。皆様のお力添えのおかげで、そして伊藤委員長の下、活発な協議が行われ、また議事も円滑に進めることができました。私自身も皆様同様、この1年間の委員会での経験を糧に、これからもまちの発展に向けた議会活動へとつなげていきたいと思っております。この場を借りて心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

○委員長（伊藤めぐみ） ありがとうございました。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。

（午後3時49分閉会）